

資料編



資料編 目次

資料1. 体力・スポーツに関する調査 調査結果	69
資料2. 本市の人口の推移及び年齢構成の推移	111
資料3. 市内の公共スポーツ施設一覧	112
資料4. 第3期大和市スポーツ推進計画（案）に対する市民意見公募の結果	116
資料5. スポーツ基本法	117

資料1 体力・スポーツに関する調査 調査結果

令和5年度 体力・スポーツに関する調査報告書

【 調査概要 】

1. 調査の目的 : 「第2期大和市スポーツ推進計画」の次期計画に必要な市民の意向を把握するため
2. 調査対象 : 無作為抽出による大和市在住の16歳以上の個人へ調査票を郵送
3. 調査期間 : 令和5年4月10日(月)～5月10日(水)
4. 有効回収数(率) : 652件/2,000件(32.6%)
5. 質問項目 : 回答者の属性を問う質問の他15問

- 問 1 : 健康の維持・増進のために、心掛けていること(複数回答)
- 問 2 : この1年間で、30分以上運動やスポーツをした日数について(択一回答)
- 問 3 : (問2でスポーツを行っていないと回答した回答者に対して)
この1年間で、運動やスポーツをしなかった理由(複数回答)
- 問 4 : (問2でスポーツを行っている回答者に対して)
この1年間で、運動やスポーツをした理由(複数回答)
- 問 5 : (問2でスポーツを行っている回答者に対して)
この1年間で、運動やスポーツをした主な場所(複数回答)
- 問 6 : 公共のスポーツ施設に対する要望等(複数回答)
- 問 7 : 運動やスポーツに関する情報をどのように得ているか(複数回答)
- 問 8 : この1年間で、県や市町村または地区などが催すスポーツ行事に参加したか
(択一回答)
- 問 9 : この1年間で、直接会場でのスポーツ観戦をしたか(複数回答)
- 問10 : スポーツに関するボランティア活動の経験の有無(複数回答)
- 問11 : 「総合型地域スポーツクラブ」について知っているか(択一回答)
- 問12 : 総合型地域スポーツクラブに加入したいか?(択一回答)
- 問13 : 2021年に東京で開催されたオリンピック・パラリンピックについて
テレビや動画で大会を見たか(択一回答)
- 問14 : 近年開催される(開催された)国際的なスポーツイベントの中で
関心が高い(高かった)大会はどれか(複数回答)
- 問15 : 大和市のスポーツ振興・推進を更に図るために、必要と思われることは何か
(複数回答)

6. 集計方法 : 回答者の属性を問う質問以外の15問について、質問ごとに「回答者全体の集計」、
「性別の集計」、「年代別の集計」の3つに分けて集計を行う。(詳細集計表)

【調査結果】

※回答状況：60歳代以上の回答者が全体の約2分の1を占めています。

（抜粋）

○「する」スポーツ（問2）

回答者全体の14.7%が、この1年間で30分以上のスポーツを行っていないという回答をしています。女性（17.2%）の方が男性（11.0%）よりも高い割合をしめしていることから、女性のスポーツ参加促進が引き続き課題になると考えられます。

また、スポーツをしなかった理由として「機会がなかったから」という回答が、4割近くあったことから、スポーツをする機会の提供や、イベント情報の提供方法などを改善する必要があります。

○「みる」スポーツ（問9）

この1年間で直接会場でのスポーツ観戦をしたかという問に対して7割近くが「観戦していない」と回答していることから、今後も「みる」スポーツの推進が重要になります。

○「ささえる」スポーツ（問10）

全回答者の7割以上が「スポーツに関するボランティアの経験がなく今後も行うつもりはない」と回答しており、スポーツボランティアの啓発活動が今後重要になります。

○総合型地域スポーツクラブ

（問11・問12）8割以上の回答者が総合型地域スポーツクラブについてはじめて聞いたと答えており、総合型地域スポーツクラブについての認知度向上の取り組みが今後必要になります。一方、クラブへの加入については「加入したい」「興味がある」と回答した人が、4割以上おり、市民の間にクラブへの潜在的な関心があることがうかがえます。

参 考

- ・今回の調査結果の比較対象として、国、県調査の結果を掲載しておりますが、国、県ともに調査方法が本市調査と異なること、また、一部に本市調査と異なる選択肢が設定されており、割合の数値を単純に比較できない場合があります。

国「令和4年度スポーツの実施状況等に関する世論調査」

登録モニターを利用したWebアンケートで実施

人口動態に合わせた比率で40,000件標本を回収

県「令和4年度県民の体力・スポーツに関する調査」（令和4年6月実施）

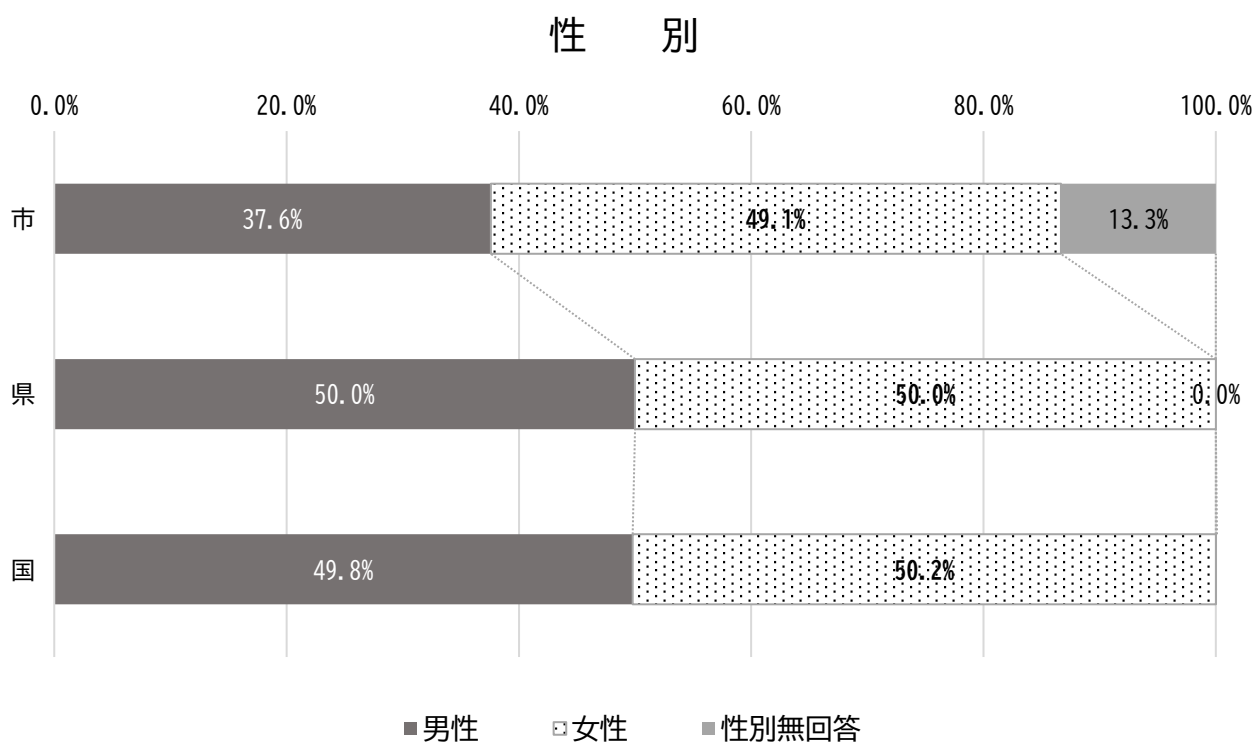
回収標本数3,000サンプル WEBアンケート調査

人口構成比に応じて、各市町村の男女及び年齢ごとにサンプル数を設定

回答者の属性

1. 性別

	回答数	割合	県	国
男性	245	37.6%	50.0%	49.8%
女性	320	49.1%	50.0%	50.2%
性別無回答	87	13.3%		0.1%
合計	652			



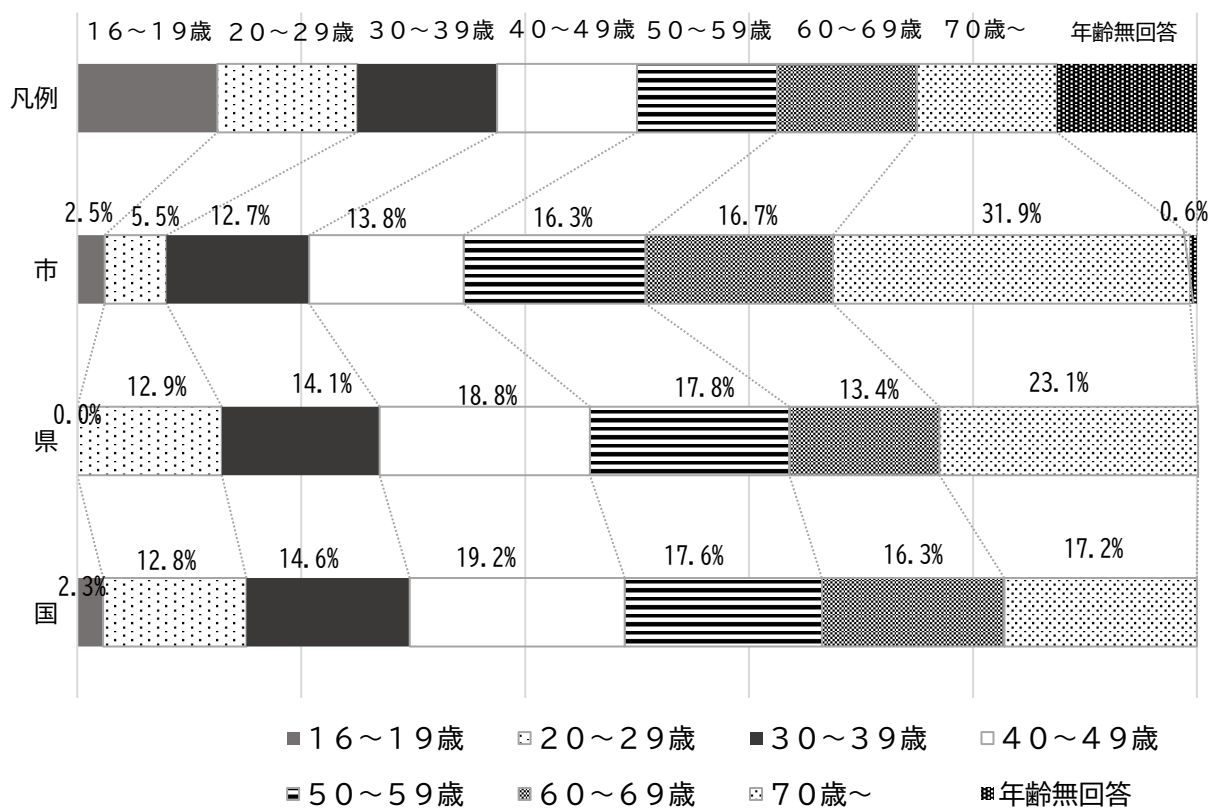
市の回答者の性別は、無回答者が 10%を超える割合で存在していますが、国の標本属性で無回答者の数は 0.1%と僅少のため、「性別」「回答者の年代」等の集計結果では対象に含めない事にしています。また、国の合計値は 100.1%になりますが、そのまま引用し掲載しています。

	本市		県	国
	回答数	割合		
16～19歳	16	2.5%		2.3%
20～29歳	36	5.5%	12.9%	12.8%
30～39歳	83	12.7%	14.1%	14.6%
40～49歳	90	13.8%	18.8%	19.2%
50～59歳	106	16.3%	17.8%	17.6%
60～69歳	109	16.7%	13.4%	16.3%
70歳～	208	31.9%	23.1%	17.2%
年齢無回答	4	0.6%		
合 計	652			

※本調査では16歳以上を、国調査では18歳以上を対象としています。

※県調査では20代以上を対象としているため、10代の欄を空欄にしています。

回答者の年代



市、県ともに70歳以上の回答者が最も多く、中でも本市の70歳以上の回答者は31.9%と高い割合になっています。

問1 あなたが健康の維持・増進のために、心掛けていることは何ですか

(回答は3つまで)

	本市		県
	回答数	割合	
①食生活に気を付ける	423	64.9%	69.3%
②睡眠や休養をよくとる	342	52.5%	48.8%
③運動（体操や散歩を含む）やスポーツをする	271	41.6%	45.4%
④日常生活でできるだけ身体活動の機会を増やす （車を利用せず、歩くなど）	271	41.6%	24.4%
⑤規則正しい生活をする	191	29.3%	31.0%
⑥酒、たばこなどを控える	76	11.7%	9.6%
⑦その他	10	1.5%	24.3%
⑧特にない	34	5.2%	3.2%
⑨無回答	2	0.3%	0.6%
合 計	1,620		

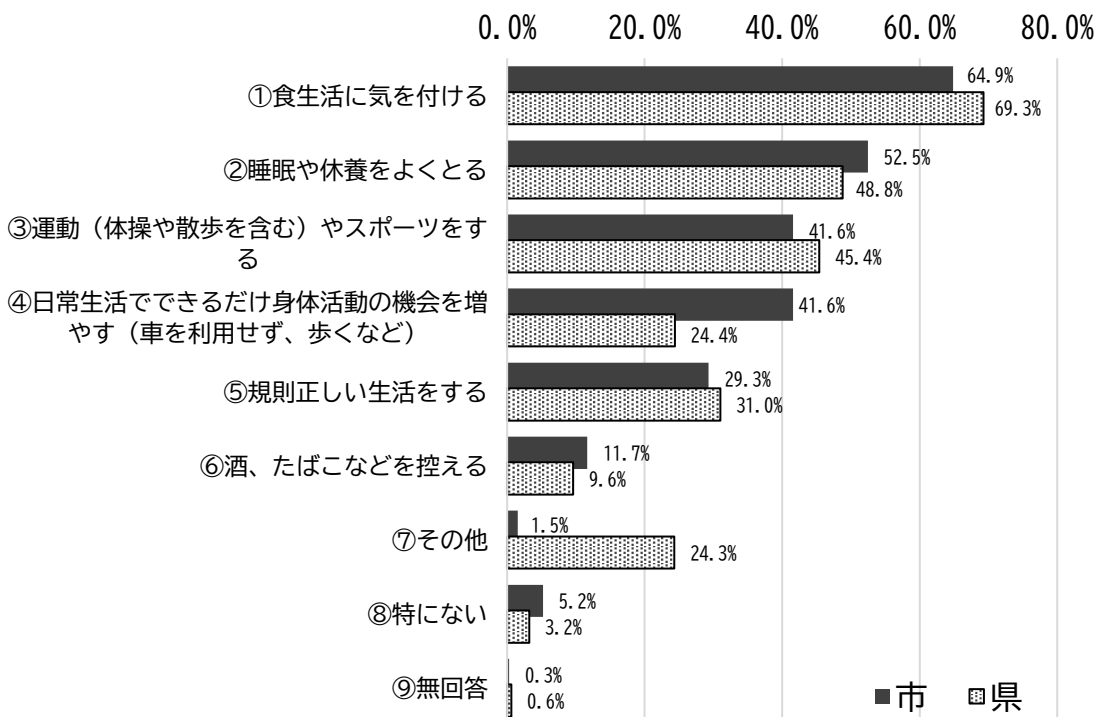
※本市における回答割合は全回答者数（652人）に占める各選択肢の割合を示しています。

※国調査では、同様の設問がないため、市、県調査の結果のみ記載しています。

※「⑦その他」について：県調査における上記以外の選択肢を回答した割合はすべて「⑦その他」に合算しています。

※県調査では、「わからない」の選択肢が設定されており、上記表では、「わからない」の回答割合を「⑨無回答」に記載しています。

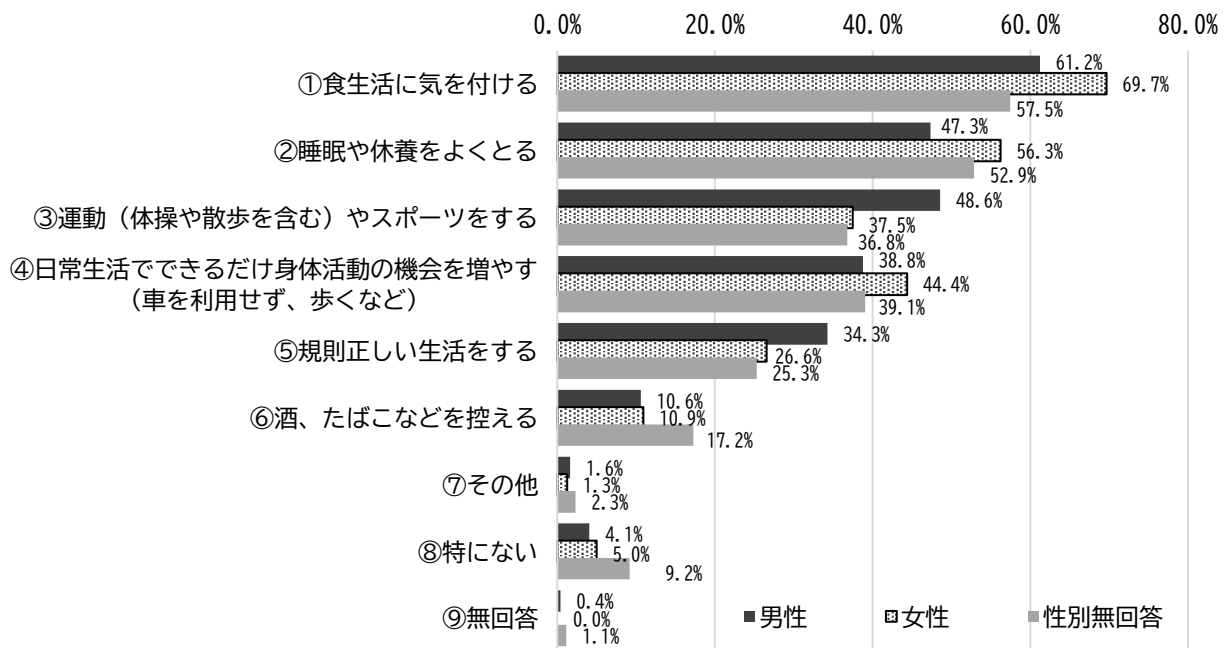
問1 全体の集計



【全体の集計結果】

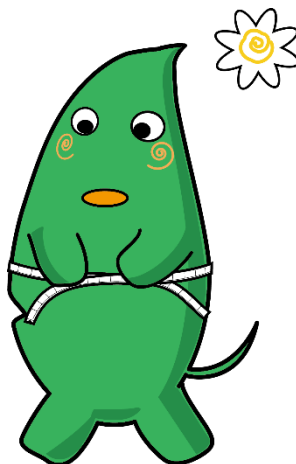
「③運動（体操や散歩を含む）やスポーツをする」を選択した割合は 41.6%と「④日常生活でできるだけ身体活動の機会を増やす」と同率で、「①食生活に気を付ける」「②睡眠や休養をよくとる」に次いで、上から3番目に高い割合になりました。今後もスポーツをすることの重要性について、啓発していくことが重要であると考えられます。

問1 性別の集計

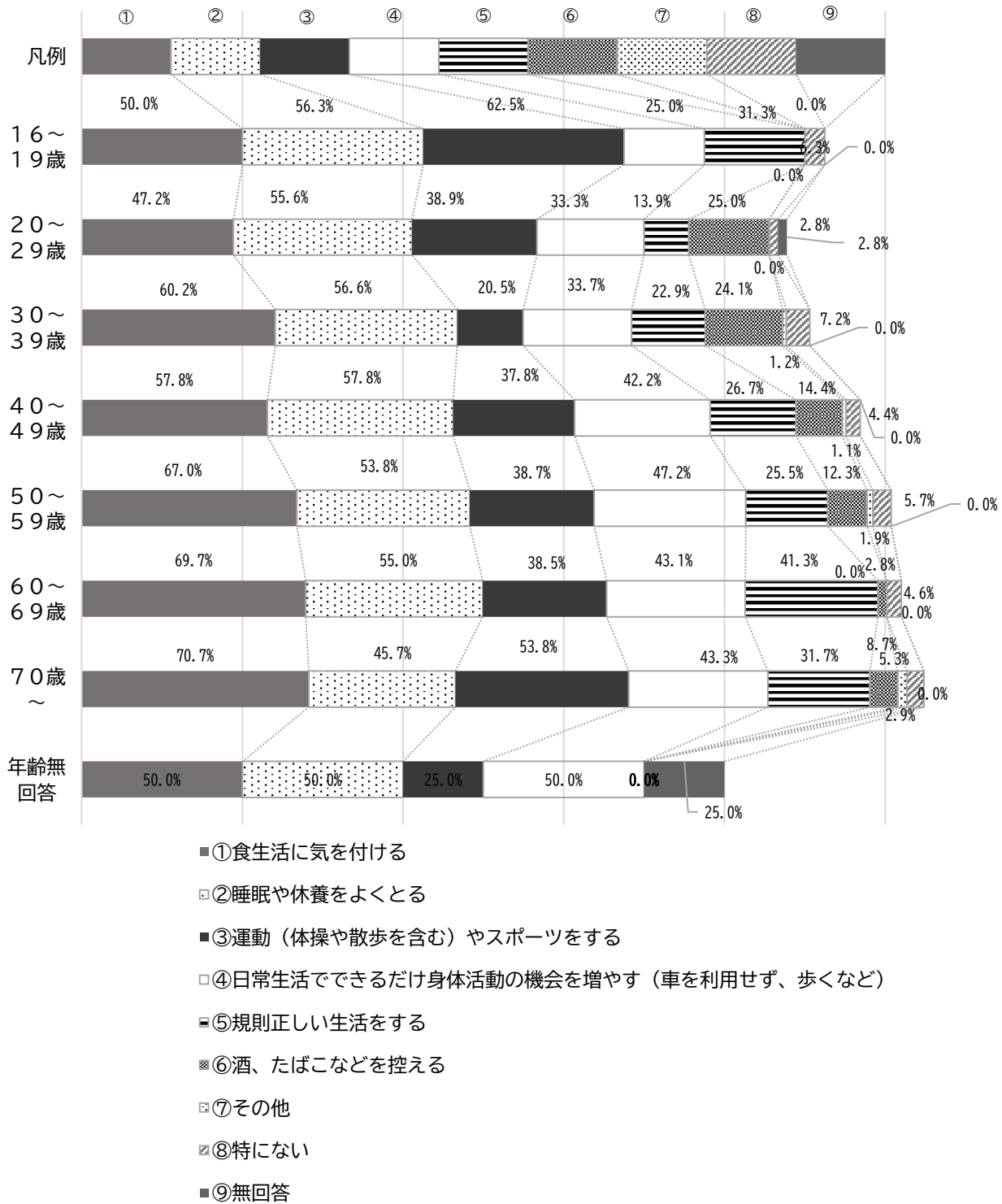


【性別の集計結果】

男性は「③運動（体操や散歩を含む）やスポーツをする」が 48.6%で女性の 37.5%よりも 10 ポイント以上高い反面、「④日常生活でできるだけ身体活動の機会を増やす」が 38.8%と、女性の 44.4%よりも低い結果となっています。



問1 年代別の集計



【年代別の集計結果】

「③運動(体操や散歩を含む)やスポーツをする」は16~19歳の62.5%に次いで、70歳以上の年代が53.8%と高くなっています。また、この割合は30代が20.5%と最も低い割合を示しています。

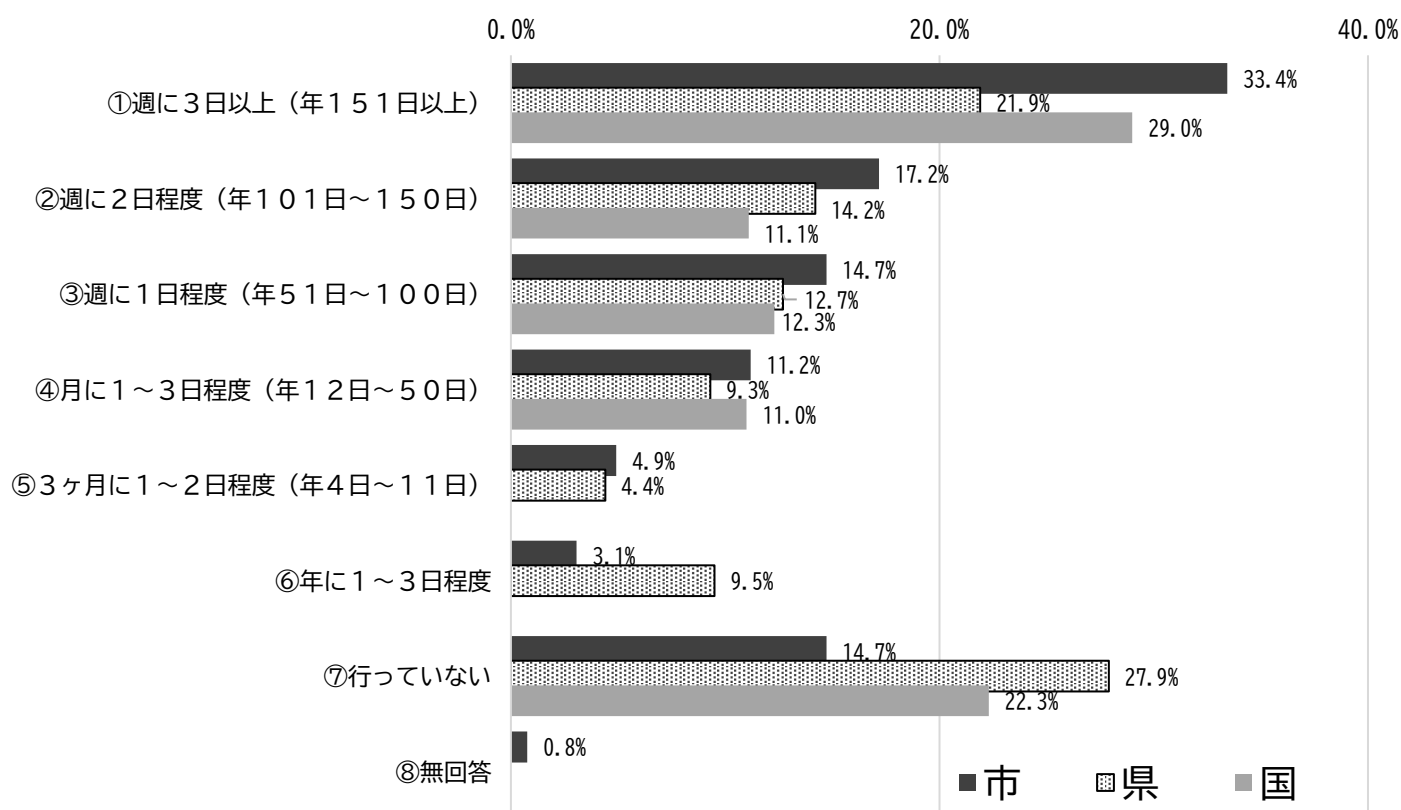
問2 この1年間で、あなたが30分以上運動やスポーツ（体操、ウォーキング等の軽度の身体活動を含みます）をした日数を合わせると何日ですか（回答は1つ）

	本市		県	国
	回答数	割合		
①週に3日以上（年151日以上）	218	33.4%	21.9%	29.0%
②週に2日程度（年101日～150日）	112	17.2%	14.2%	11.1%
③週に1日程度（年51日～100日）	96	14.7%	12.7%	12.3%
④月に1～3日程度（年12日～50日）	73	11.2%	9.3%	11.0%
⑤3ヶ月に1～2日程度（年4日～11日）	32	4.9%	4.4%	14.3%
⑥年に1～3日程度	20	3.1%	9.5%	
⑦行っていない	96	14.7%	27.9%	22.3%
⑧無回答	5	0.8%		
合 計	652			

※「⑤3ヶ月に1～2日程度」、「⑥年に1～3日程度」について国調査では、同じ項目がないため、国の項目「月に1日未満/運動・スポーツは実施したが頻度はわからない」の数値を記載しています。

※県調査の回答の合計は99.9%ですが、県調査報告書のまま記載しています。

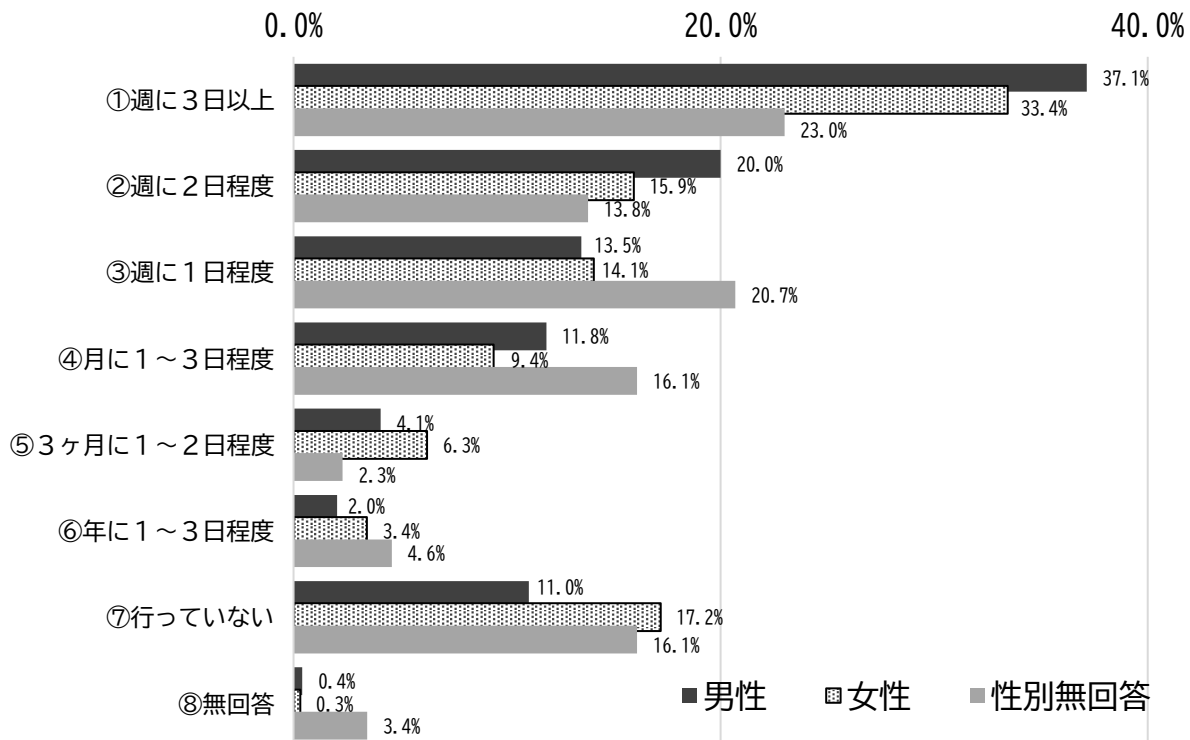
問2 全体の集計



【全体の集計結果】

週に1日以上スポーツを行う割合(①～③の合計)は65.3%となり、第2期スポーツ推進計画における令和5(2023)年度の最終目標値の65.1%を超えました。また、「⑦行っていない」割合も前回の計画策定時は20.1%だったところ14.7%と改善しましたが、目標の0%に近づけるよう、今後もスポーツを行わない人を対象にした取り組みが必要と考えられます。

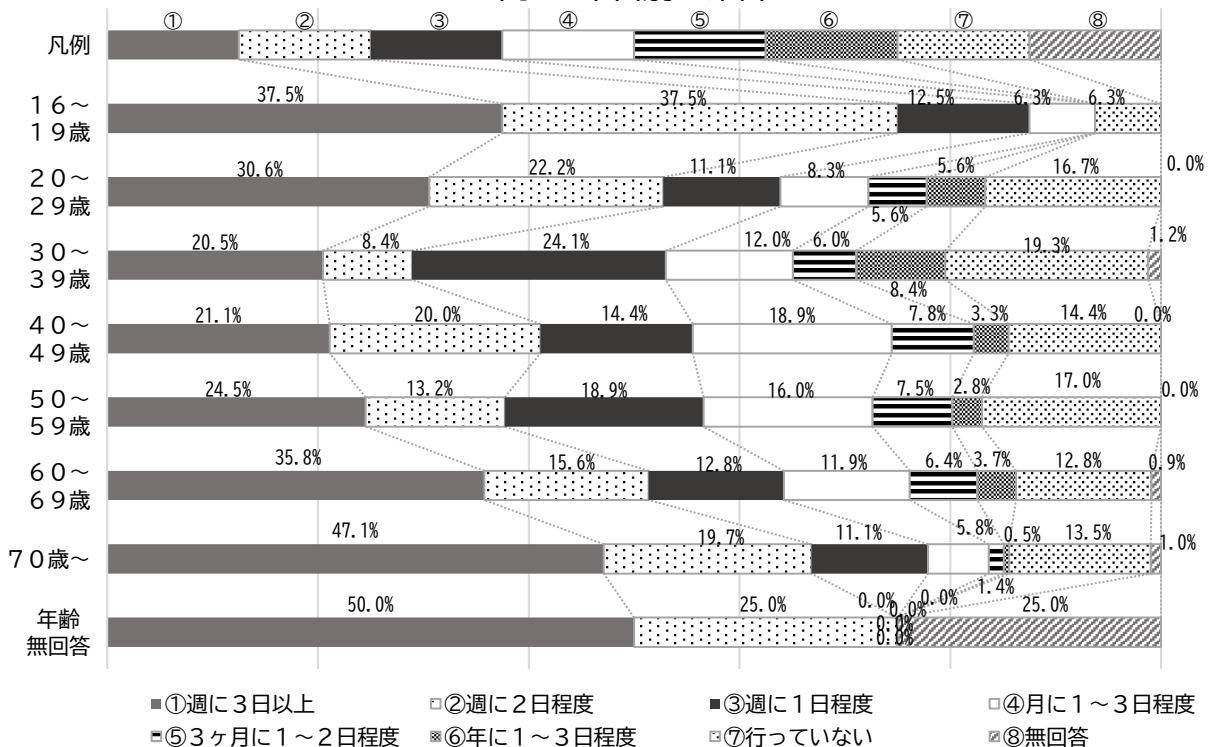
問2 性別の集計



【性別の集計結果】

「①週に3日以上」運動やスポーツをする女性の割合は33.4%と男性の37.1%よりも低く、また「⑦行っていない」割合も、女性が17.2%と男性の11.0%よりも高くなっており、男性よりも女性の方がスポーツをする機会や日数が少ないことがうかがえます。

問2 年代別の集計



【年代別の集計結果】

「①週に3日以上」は70歳以上に次いで16歳～19歳が高い割合を示しています。また、20代・30代・50代で「⑦行っていない」割合が高く、この世代へのスポーツの普及が課題といえます。

問3 【問2で、⑦の回答をした方におたずねします】

この1年間で、あなたが運動やスポーツをしなかった理由は何ですか（回答は3つまで）

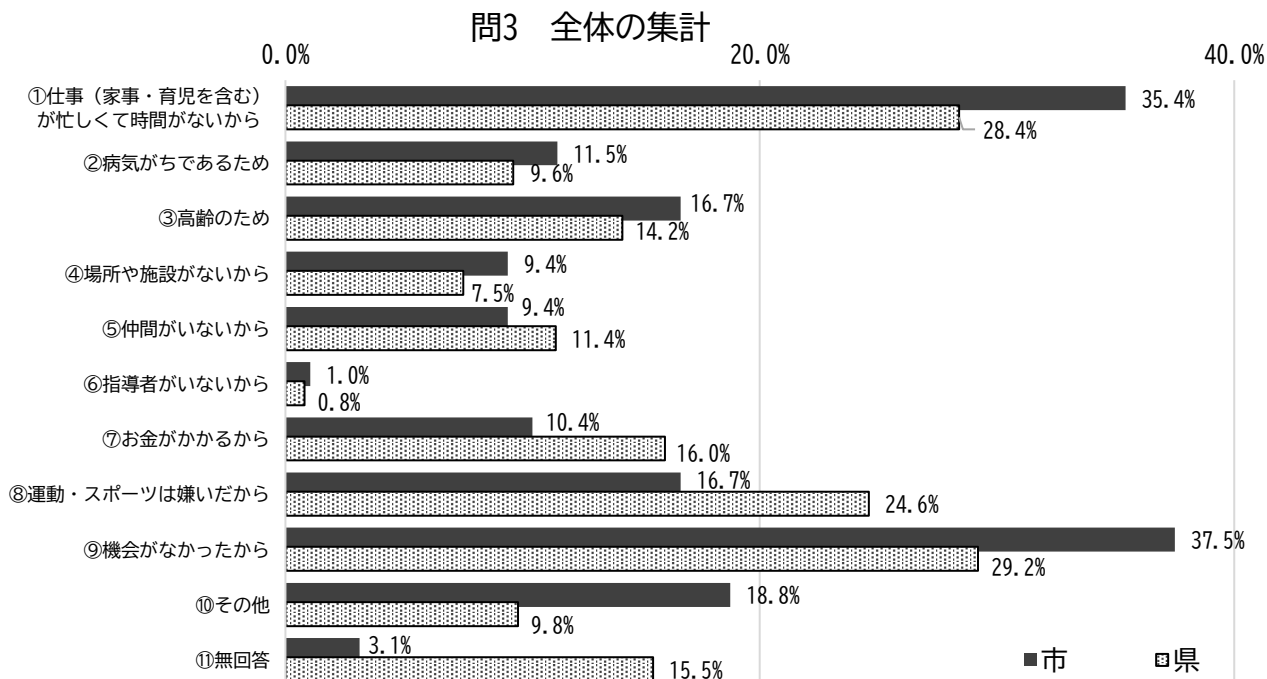
	本市		県
	回答数	割合	
①仕事（家事・育児を含む）が忙しくて時間がないから	34	35.4%	28.4%
②病気がちであるため	11	11.5%	9.6%
③高齢のため	16	16.7%	14.2%
④場所や施設がないから	9	9.4%	7.5%
⑤仲間がないから	9	9.4%	11.4%
⑥指導者がいないから	1	1.0%	0.8%
⑦お金がかかるから	10	10.4%	16.0%
⑧運動・スポーツは嫌いだから	16	16.7%	24.6%
⑨機会がなかったから	36	37.5%	29.2%
⑩その他	18	18.8%	9.8%
⑪無回答	3	3.1%	15.5%
合 計	163		

※本市における回答割合は、問2の質問に対して「1年間で、あなたが30分以上運動やスポーツを行っていない」と回答した96人に占める各選択肢の割合を示しています。

※「⑩その他」について：県調査における上記以外の選択肢を回答した割合はすべて「その他」に合算しています。

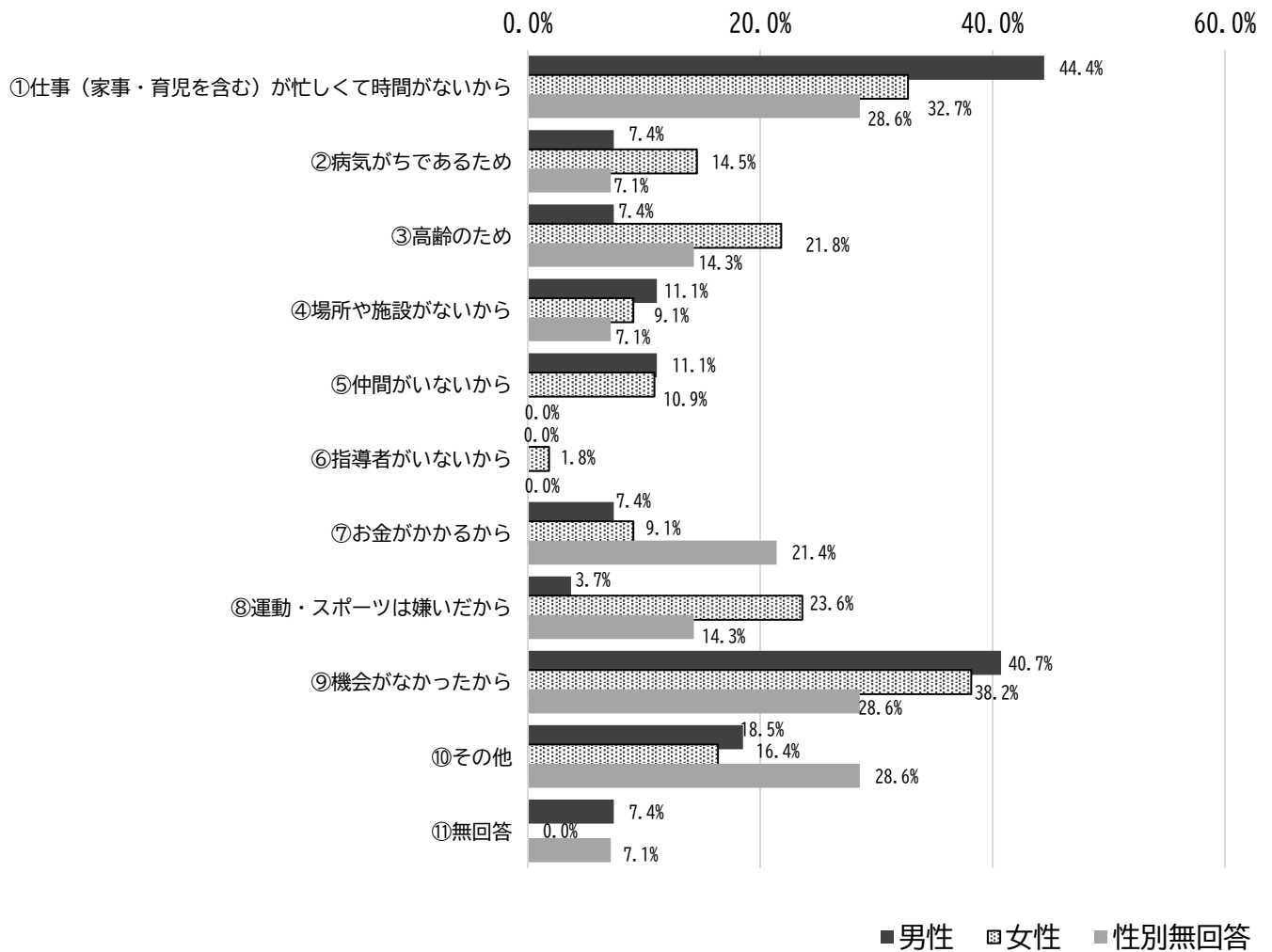
※「⑪無回答」について：県調査では「わからない」の選択肢が設定されており、15.5%の回答者が「わからない」を選択しています。上記表ではそれを⑪「無回答」に含めています。

※国調査では同様の設問がないため、市・県調査の結果のみ記載しています。

**【全体の集計結果】**

本市では「⑨機会がなかったから」が37.5%、次いで「①仕事（家事・育児を含む）が忙しくて時間がないから」が35.4%と回答しており、多忙な日常生活の中でも意識的に身体を動かすことや、スポーツをする機会について、提供方法や情報発信手段等を検討する必要があります。

問3 性別の集計

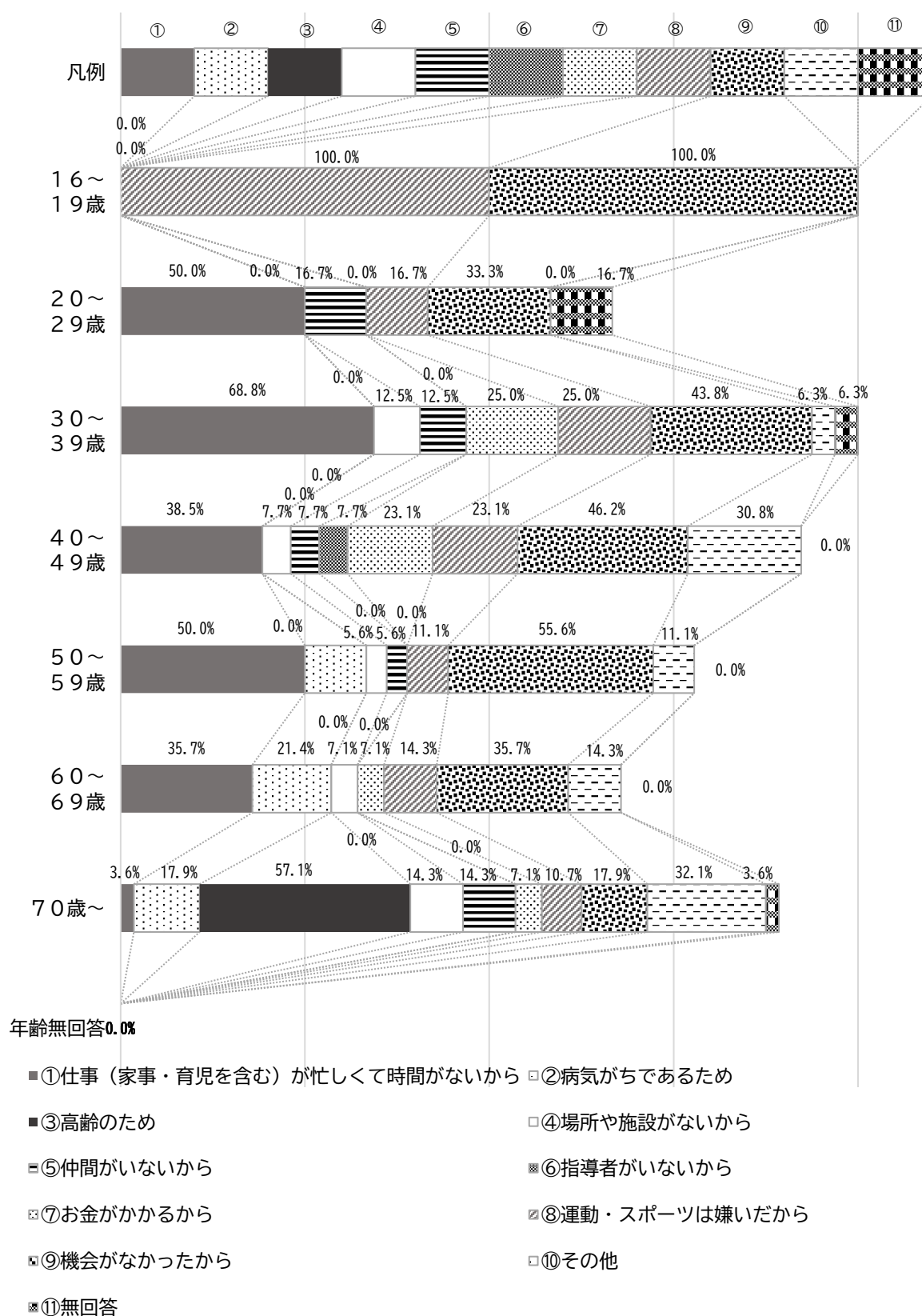


【性別の集計結果】

「⑧運動・スポーツは嫌い」との回答で、男性と女性を比較すると女性の方が20ポイント程度上回っていることがわかります。スポーツや身体を動かすことが苦手な人でも興味・関心が高く、楽しいと思えるような機会の提供が必要だということが考えられます。



問3 年代別の集計



【年代別の集計結果】

30～39歳において、「①忙しくて時間がないから」が68.8%と1番高く、続いて20代、50代が50.0%を示しており、若い世代や働く世代にとって、スポーツをするための時間をつくるのが課題と言えます。

問4 【問2で、①～⑥の回答をした方におたずねします】

この1年間で、あなたが運動やスポーツをした理由は何ですか（回答は3つまで）

	本市		県
	回答数	割合	
①健康・体力づくりのため	364	66.1%	65.4%
②楽しみ、気晴らしとして	269	48.8%	43.2%
③運動不足を感じるから	307	55.7%	61.8%
④自己の記録や能力を向上させるため	46	8.3%	4.5%
⑤家族のふれあいとして	40	7.3%	6.4%
⑥友人・仲間との交流として	91	16.5%	11.4%
⑦美容のためとして	44	8.0%	14.1%
⑧特定検診による医師からの助言に基づいて	28	5.1%	－
⑨その他	26	4.7%	7.4%
⑩無回答	10	1.8%	－
合 計	1,225		

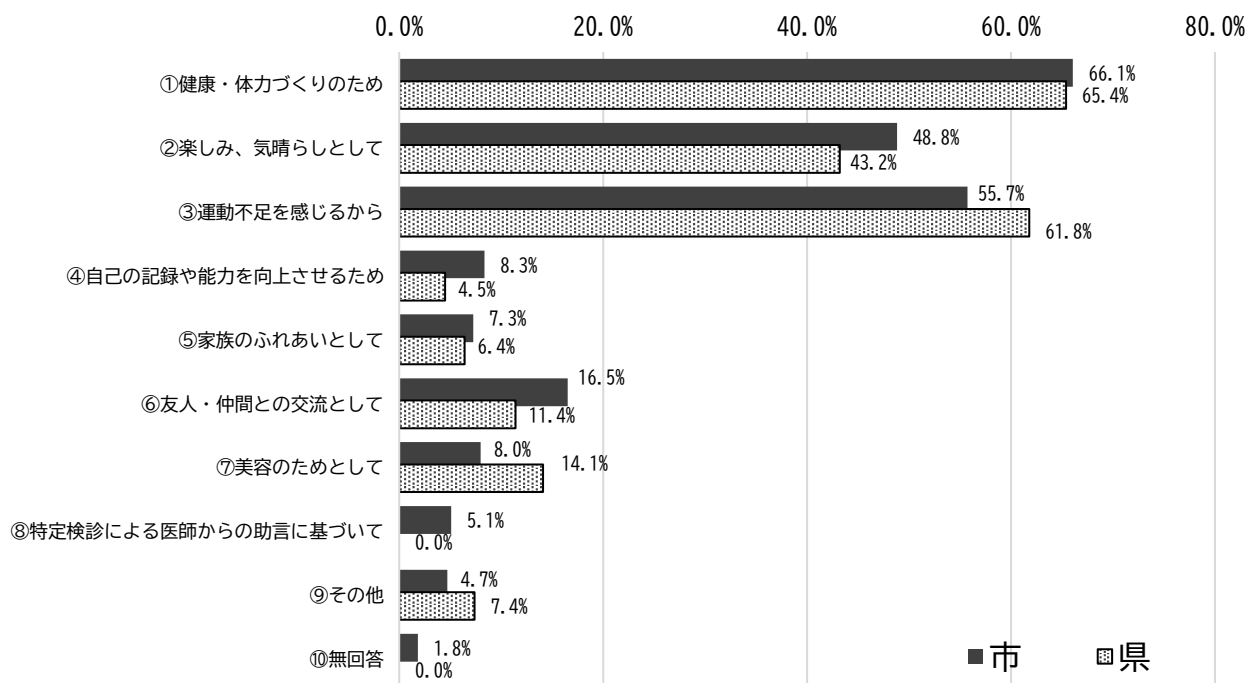
※本市における回答割合は問2の質問に対して①から⑥（スポーツを行っている）と回答した551人に占める各選択肢の割合を示しています。

※「⑧特定検診による～」について：県、国調査においては同様の選択肢がないため空欄にしています。

※「⑨その他」について：県調査における上記以外の選択肢を回答した割合はすべて「⑨その他」に合算しています。

※国調査では同様の設問がないため、市・県調査の結果のみ記載しています。

問4 全体の集計

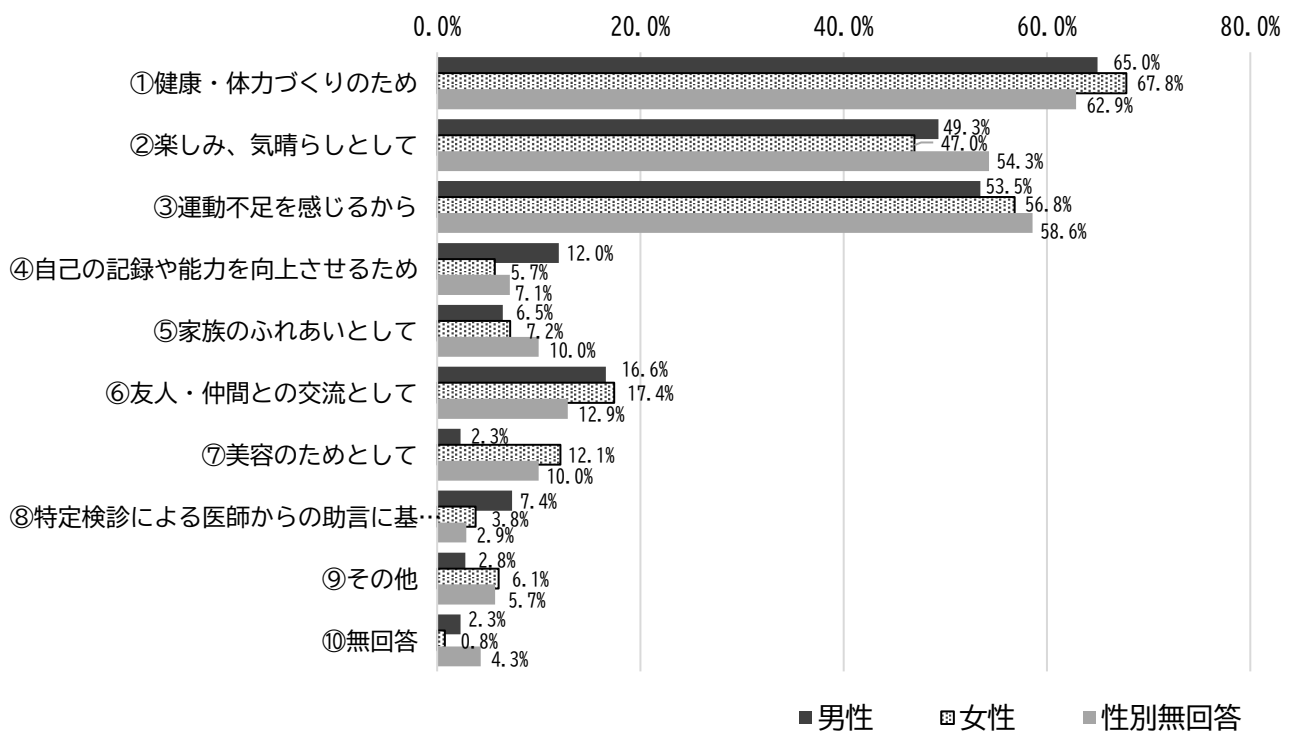


【全体の集計結果】

本市では「①健康・体力づくりのため」、「③運動不足を感じるから」、「②楽しみ、気晴らしとして」の順に大きな割合を占めています。

半数以上の回答者が「③運動不足を感じるから」を選択していることから、運動・スポーツの定着について継続的な取り組みが必要と考えられます。

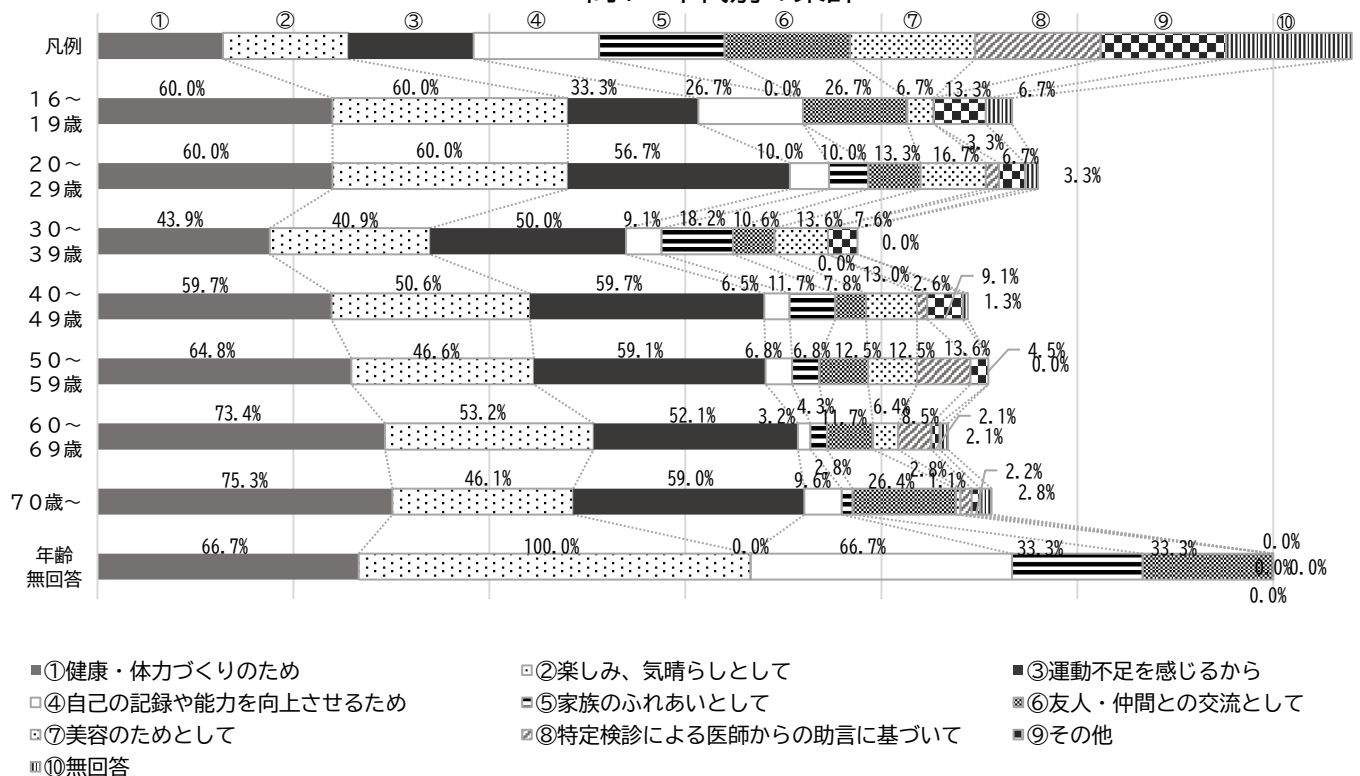
問4 性別の集計



【性別の集計結果】

回答の割合は男女ともにほぼ近い分布をしています、「⑦美容のためとして」については女性の方が男性よりも高い割合を示しています。

問4 年代別の集計



【年代別の集計結果】

「①健康・体力づくり」のため、と回答した割合は30代をのぞく年代で50%を超えています。また10代以外は「③運動不足を感じるから」と回答した割合がそれぞれ50%を超えており、多くの世代で身体を動かす必要性を感じていることがうかがえます。

問5 【問2で、①～⑥の回答をした方におたずねします】

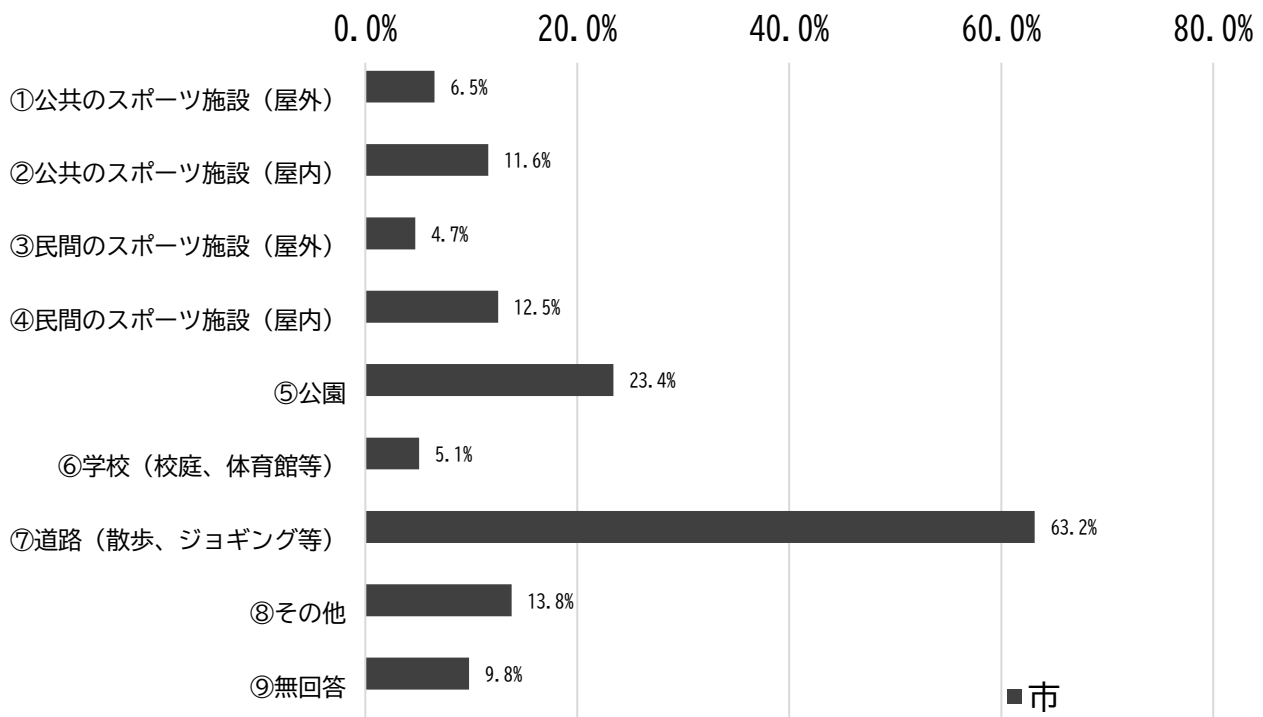
この1年間で、あなたが運動やスポーツをした主な場所はどこですか（回答は3つまで）

	本市	
	回答数	割合
①公共のスポーツ施設（屋外）	36	6.5%
②公共のスポーツ施設（屋内）	64	11.6%
③民間のスポーツ施設（屋外）	26	4.7%
④民間のスポーツ施設（屋内）	69	12.5%
⑤公園	129	23.4%
⑥学校（校庭、体育館等）	28	5.1%
⑦道路（散歩、ジョギング等）	348	63.2%
⑧その他	76	13.8%
⑨無回答	54	9.8%
合 計	830	

※本市における回答割合は問2の質問に対して①から⑥（スポーツを行っている）と回答した551人に占める各選択肢の割合を示しています。

※県、国調査では、同様の設問がないため市調査の結果のみ記載しています。

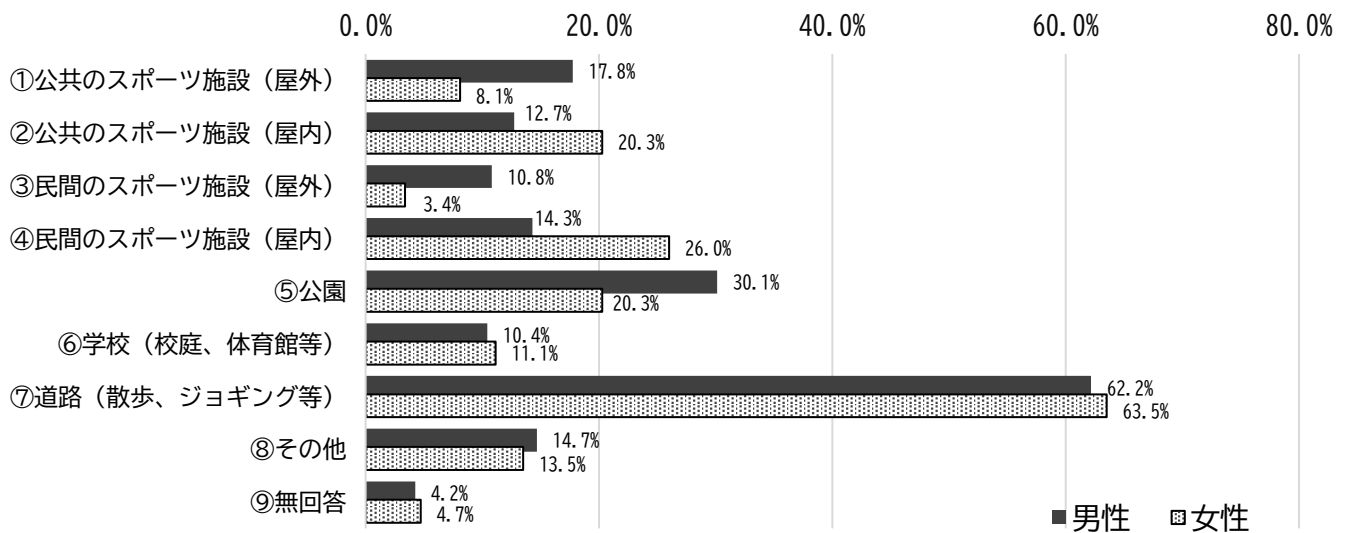
問5 全体の集計



【全体の集計結果】

運動やスポーツをする場所としては、「⑦道路（散歩、ジョギング等）」と回答する人が多く、時間の制約を受けにくい身近な場所で活動していることがうかがえます。

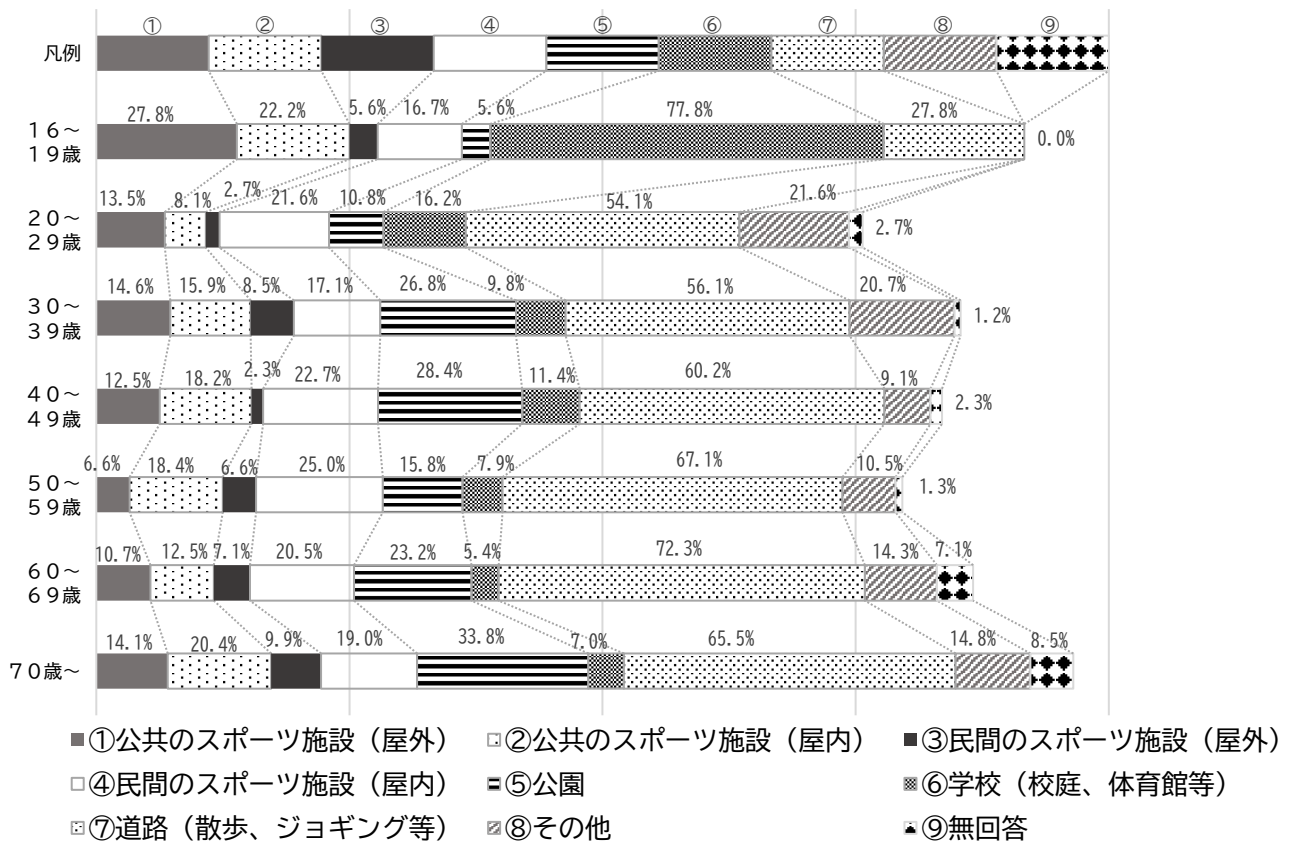
問5 性別の集計



【性別の集計結果】

「⑤公園」や「⑦道路（散歩、ジョギング等）」といった場で行われる活動については、男女の間で大きな違いはありませんが、屋外スポーツ施設（①、③）の利用の割合は男性が多い一方、屋内スポーツ施設（②、④）の利用割合は女性が多く活動していることが見受けられます。

問5 年代別の集計



【年代別の集計結果】

16～19歳は「⑥学校（校庭、体育館等）」での活動が最も多く、他の年代においては「⑦道路（散歩、ジョギング等）」が最も高い割合を示しています。次いで幅広い年代で「⑤公園」が選択されていることから、多くの人が経済的な負担が少なく、時間の制約も少ない環境でスポーツ活動をしていることがわかります。

問6 公共のスポーツ施設に対して要望等がありますか（回答は3つまで）

	本市		県
	回答数	割合	
①施設数の増加	177	27.1%	27.4%
②指導者の配置	31	4.8%	5.9%
③初心者向けのスポーツ教室やスポーツ行事の充実	128	19.6%	19.9%
④利用手続き、料金支払い方法の簡略化	133	20.4%	24.1%
⑤利用時間帯の拡大（早朝、夜間など）	93	14.3%	15.1%
⑥利用案内など広報の充実	89	13.7%	10.1%
⑦運動後も楽しめる施設（レストランなど）の充実	84	12.9%	5.2%
⑧健康やスポーツに関する情報の充実	57	8.7%	7.0%
⑨託児施設の充実	24	3.7%	2.3%
⑩駐車場の整備	87	13.3%	20.3%
⑪その他	39	6.0%	17.7%
⑫特にない	133	20.4%	
⑬無回答	96	14.7%	35.7%
合 計	1,171		

※本市における回答割合は全回答者数（652人）に占める各選択肢の割合を示しています。

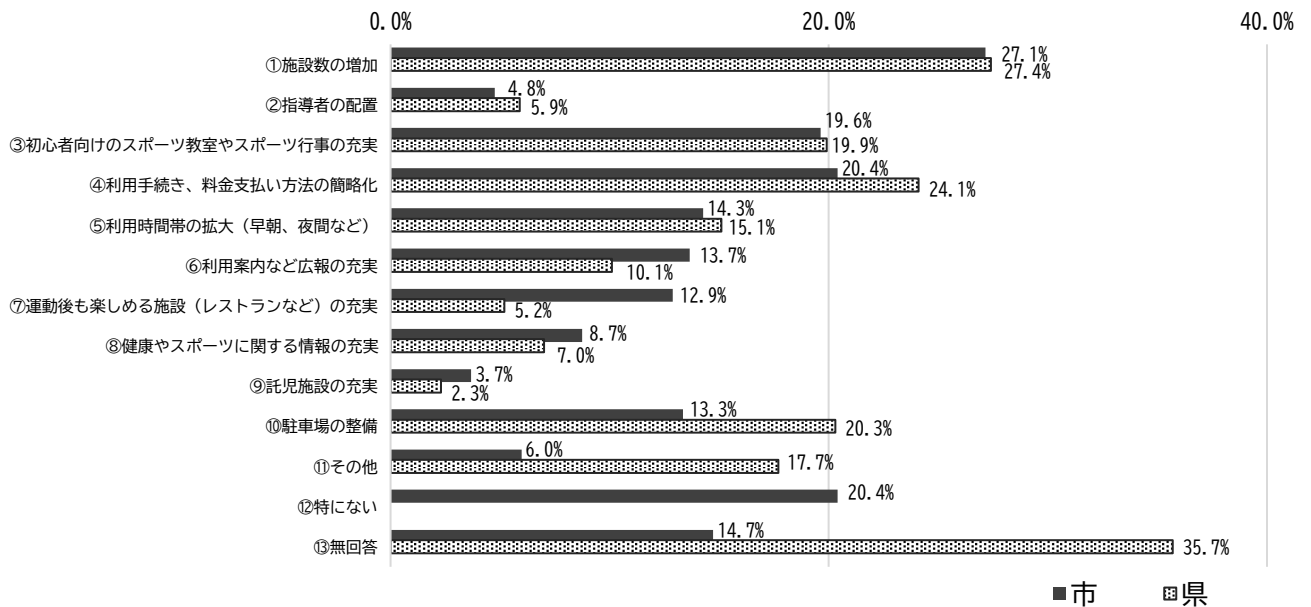
※「⑪その他」について：県調査における上記以外の選択肢を回答した割合はすべて「⑪その他」に合算しています。

※「⑬無回答」について：県調査では「わからない」の選択肢が設定されており、35.7%の回答者が「わからない」を選択しています。上記表ではそれらを「⑬無回答」としています。

※国調査では同様の設問がないため、市・県調査の結果のみ記載しています。



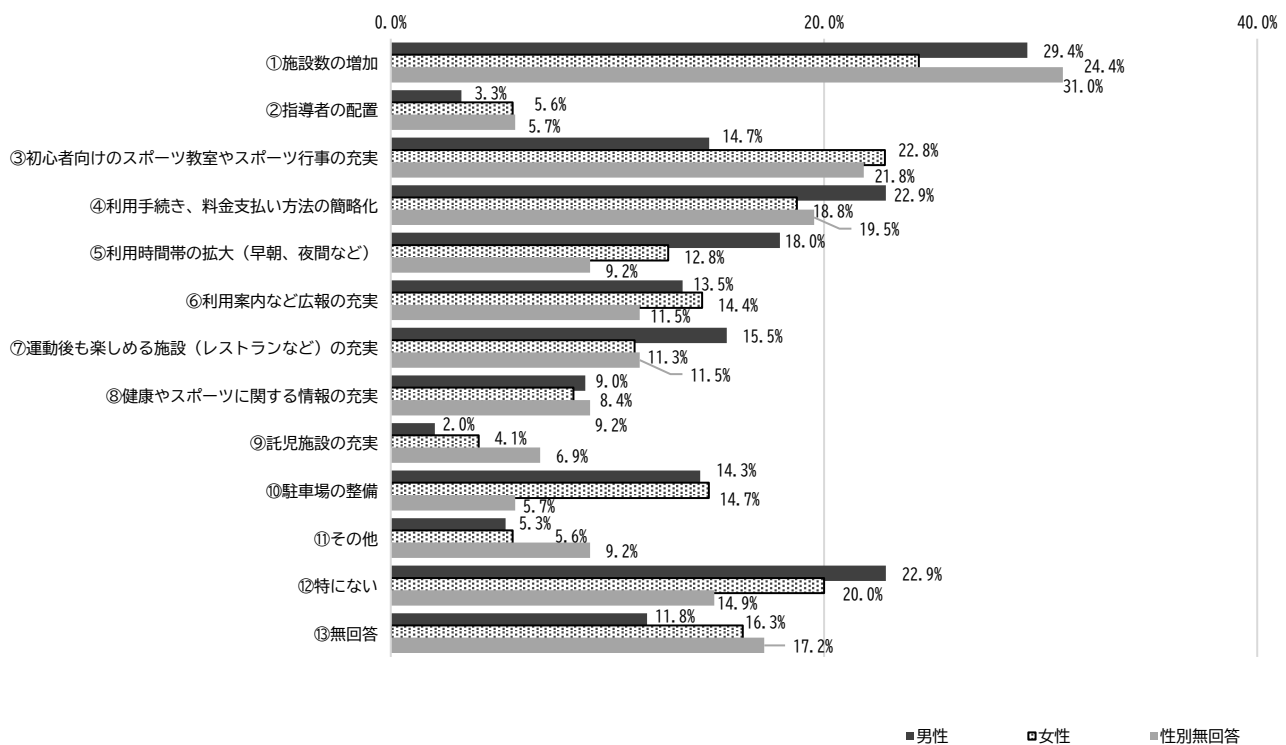
問6 全体の集計



【全体の集計結果】

「①施設数の増加」や「④利用手続き、料金支払い方法の簡略化」等施設数や利便性を求める回答が高い割合を占めています。それ以外に「③初心者向けのスポーツ教室やスポーツ行事の充実」が19.6%を占めており、初心者でもスポーツに親しめるような取り組みが引き続き求められています。また一方で「⑫特にない」が20.4%と2番目に高い割合を占めており、細かいニーズの調査も必要と思われます。

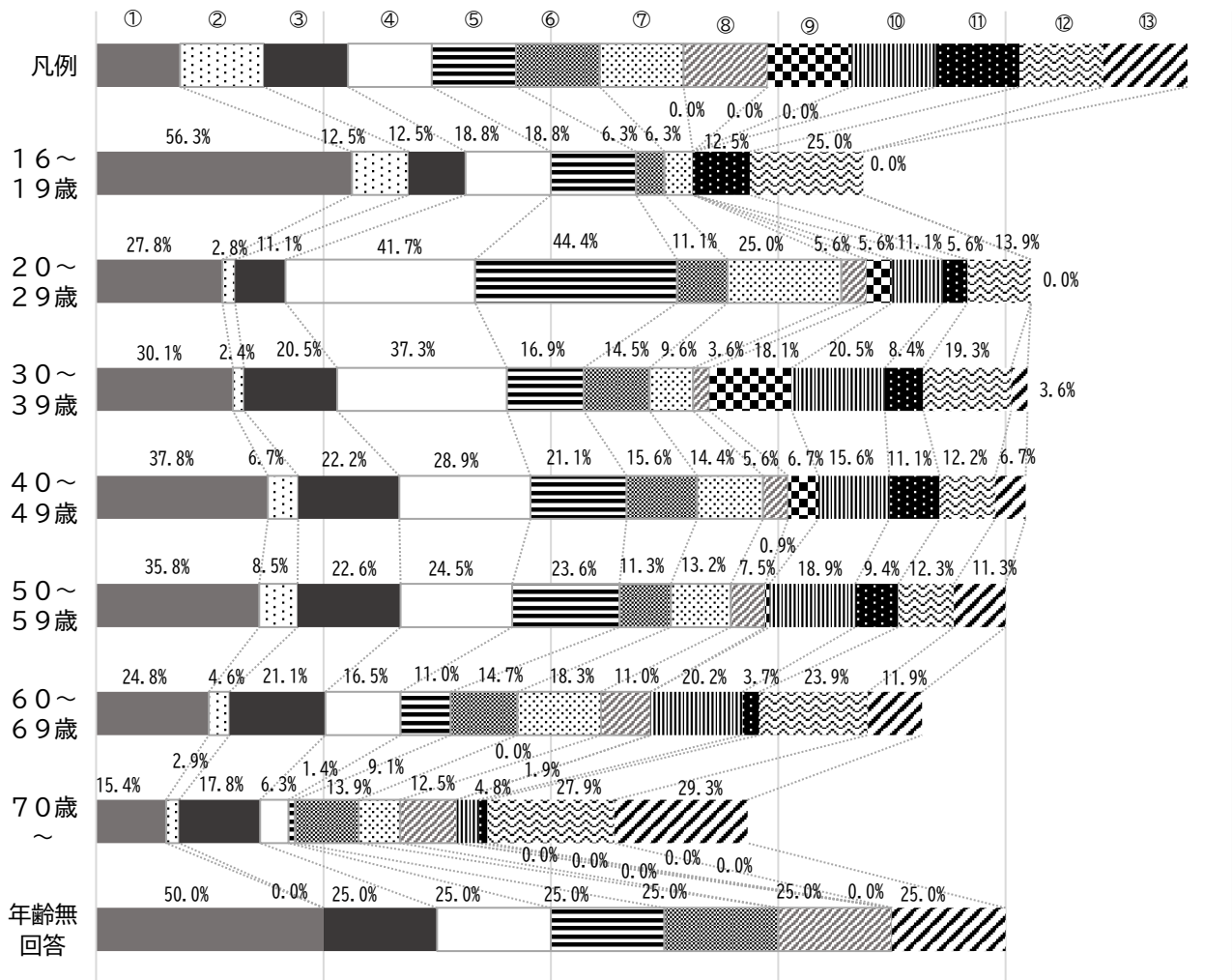
問6 性別の集計



【性別の集計結果】

女性の回答の傾向から「③初心者向けのスポーツ教室やスポーツ行事の充実」「⑨託児施設の充実」を望む割合が男性の倍近く、また倍以上あることから女性がスポーツ活動に参加しやすい環境を整えることが必要です。

問6 年代別の集計



- ①施設数の増加
- ③初心者向けのスポーツ教室やスポーツ行事の充実
- ⑤利用時間帯の拡大（早朝、夜間など）
- ⑦運動後も楽しめる施設（レストランなど）の充実
- ⑨託児施設の充実
- ⑪その他
- ／⑬無回答
- ②指導者の配置
- ④利用手続き、料金支払い方法の簡略化
- ⑥利用案内など広報の充実
- ⑧健康やスポーツに関する情報の充実
- ⑩駐車場の整備
- △⑫特にない

【年代別の集計結果】

「①施設数の増加」は年代問わずに求められていることがわかります。20~29歳は「⑤利用時間帯の拡大」が他の年代と比較して高い割合を示していることがわかります。

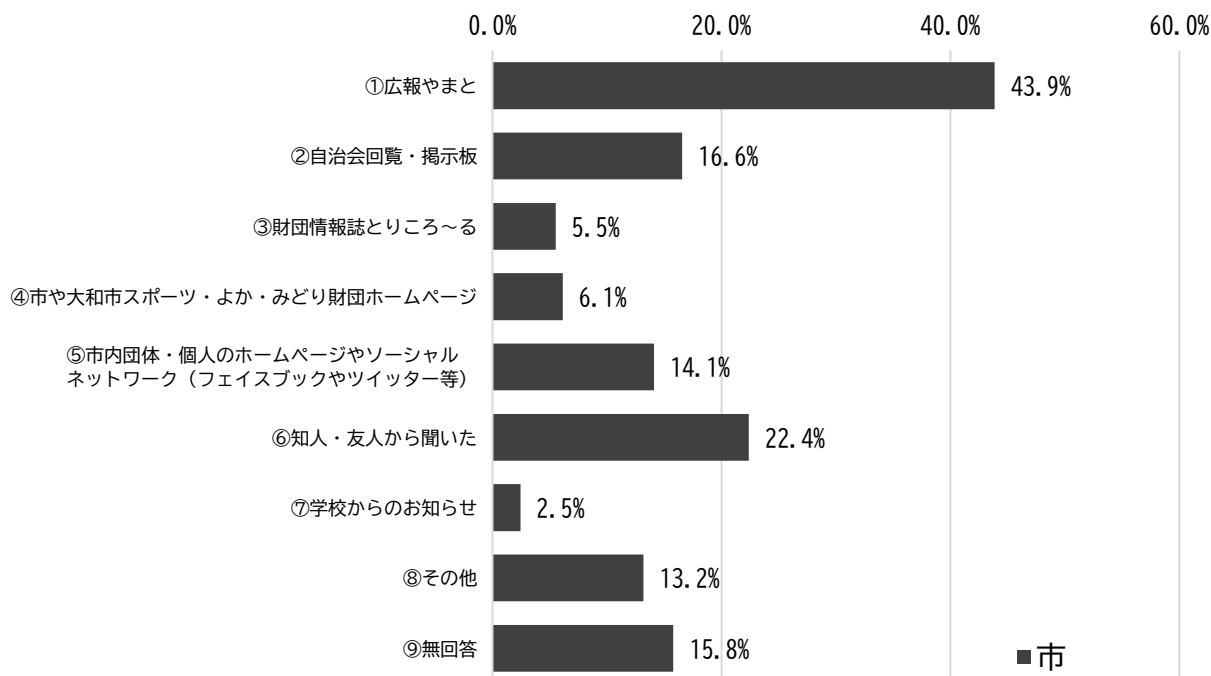
問7 あなたは運動やスポーツに関する情報をどのように得ていますか（回答は3つまで）

	本市	
	回答数	割合
①広報やまと	286	43.9%
②自治会回覧・掲示板	108	16.6%
③財団情報誌とりころ〜る	36	5.5%
④市や大和市スポーツ・よか・みどり財団ホームページ	40	6.1%
⑤市内団体・個人のホームページやソーシャルネットワーク（フェイスブックやツイッター等）	92	14.1%
⑥知人・友人から聞いた	146	22.4%
⑦学校からのお知らせ	16	2.5%
⑧その他	86	13.2%
⑨無回答	103	15.8%
合 計	913	

※本市における回答割合は全回答者数（652人）に占める各選択肢の割合を示しています。

※県、国調査では同様の設問がないため、市調査の結果のみ記載しています。

問7 全体の集計

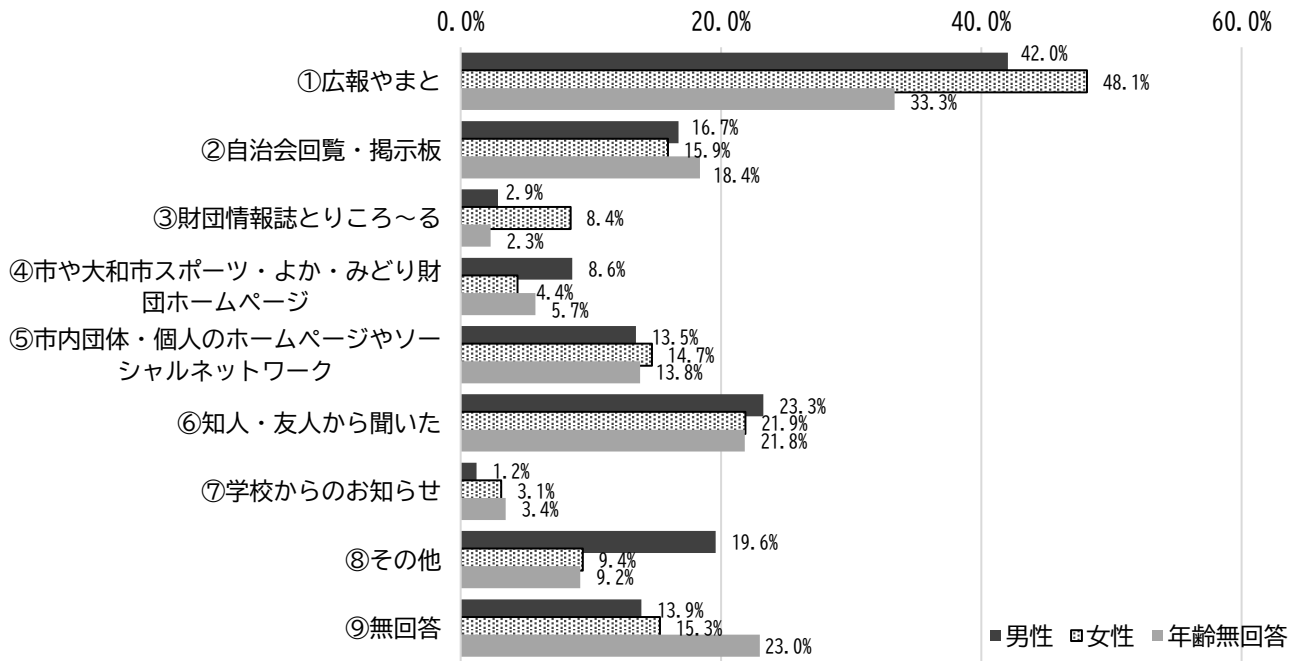


【全体の集計結果】

「①広報やまと」が43.9%、「②自治会回覧・掲示板」16.6%と、地域の情報媒体が大きな役割を果たしており、今後もこれらを有効に活用することが重要と考えられます。また、「⑥知人・友人から聞いた」が22.4%となっており、人を介して情報を得ている場合も多いことがわかります。

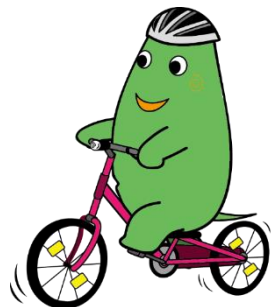
「⑧その他」の内容としてはSNS（インターネット）を通じて情報を得ているという回答があります。

問7 性別の集計

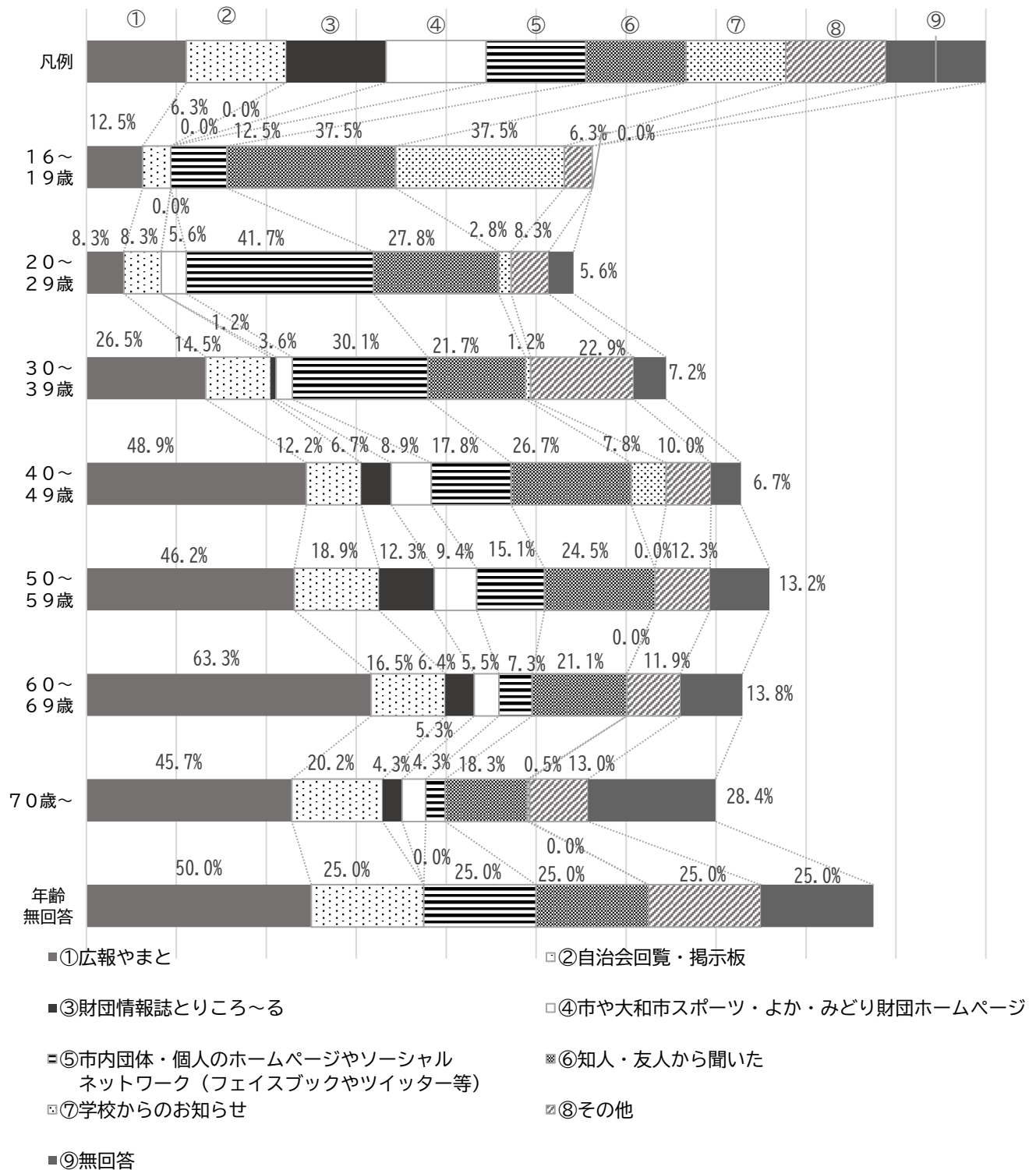


【性別の集計結果】

「①広報やまと」、「③財団情報誌」については女性の方が男性よりも高い割合を示している反面、「④市や財団ホームページ」については男性の方が女性よりも高い割合となっています。



問7 年代別の集計



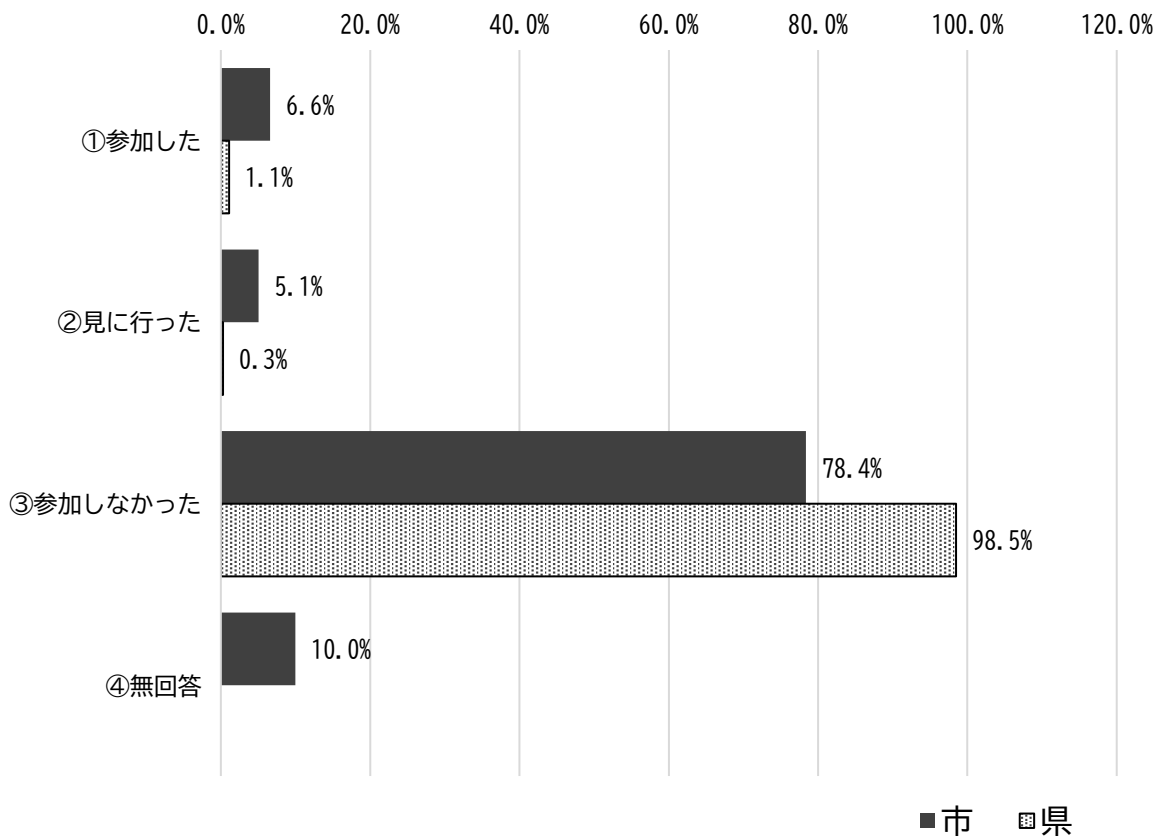
【年代別の集計結果】

「①広報やまと」は40代から70代の重要な情報源とされており、60代は最もその割合が高くなっています。また、「⑤市内団体・個人のホームページやソーシャルネットワーク」は20代などの若年層における割合が高いなど、年代によって情報源の取得環境が異なることが見受けられます。

**問8 この1年間で、あなたは県や市町村または地区などが催すスポーツ行事に参加しましたか
(回答は1つ)**

	本市		県
	回答数	割合	
①参加した	43	6.6%	1.1%
②見に行った	33	5.1%	0.3%
③参加しなかった	511	78.4%	98.5%
④無回答	65	10.0%	
合 計	652		

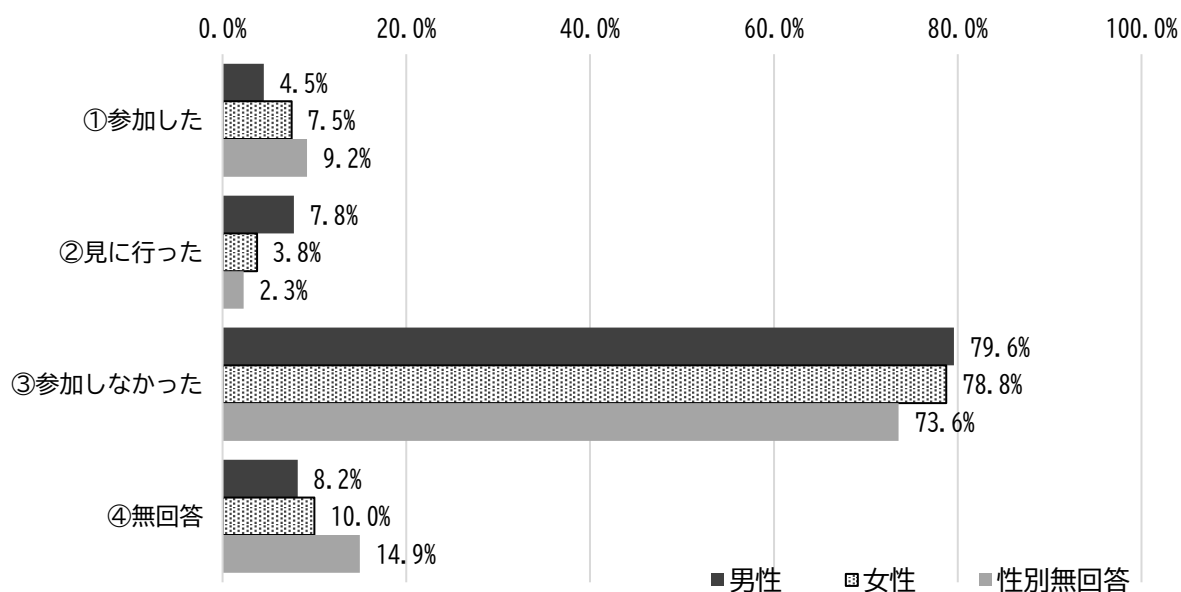
問8 全体の集計



【全体の集計結果】

本市において、78.4%以上の回答者が「③参加しなかった」を選択しています。問3においてスポーツをしなかった理由として「①仕事（家事・育児を含む）が忙しくて時間がないから」が35.4%を占めていることや、問6で公共のスポーツ施設に望むこととして「③初心者向けのスポーツ教室やスポーツ行事の充実」を選択した割合が19.6%となっていることから、働く世代や日頃スポーツをしない人が参加しやすい日時に設定することや、初めてでも参加しやすい種目の選定などが必要であると考えられます。

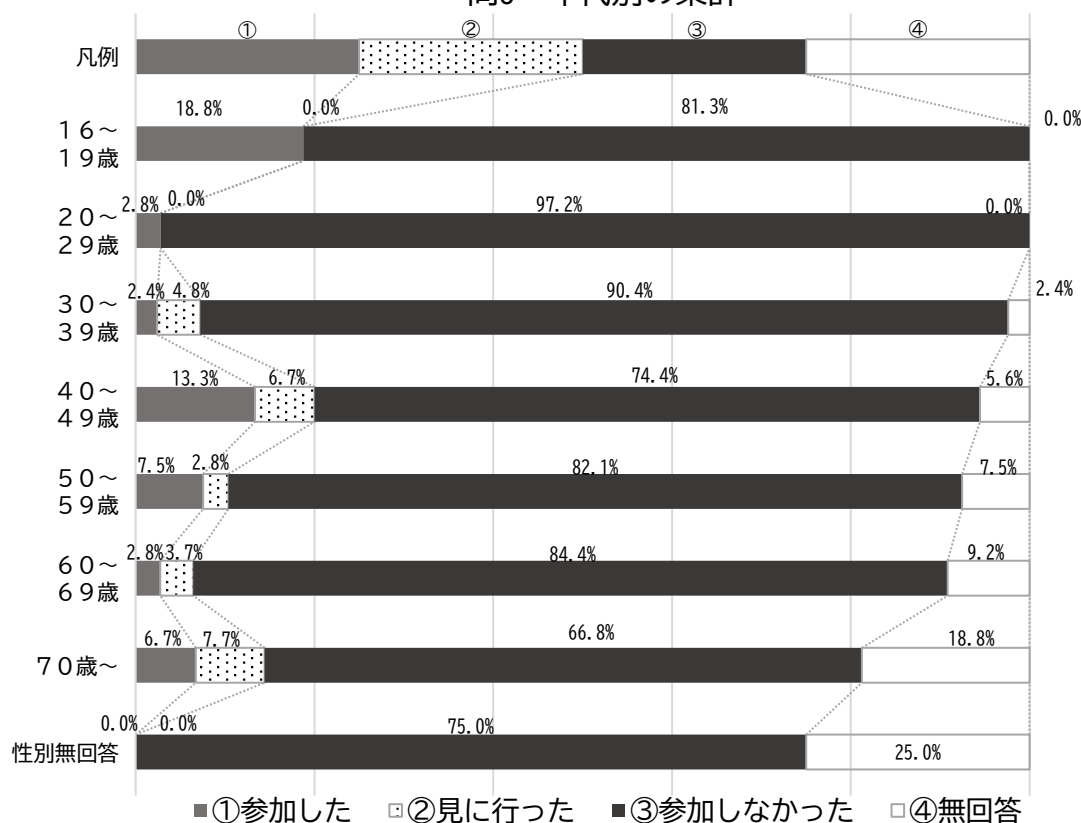
問8 性別の集計



【性別の集計結果】

「①参加した」と回答した割合は女性の方が多く、「②見に行った」と回答した割合は男性が多くなっています。また、「③参加しなかった」の回答に、男女の差はほとんどありませんでした。

問8 年代別の集計



【年代別の集計結果】

16歳～19歳が「①参加した」とする回答が多く、20代、30代、60代は3%以下と低調になりました。すべての年代を対象に、地域のスポーツ行事により多く参加してもらえるような工夫が必要ながと考えられます。

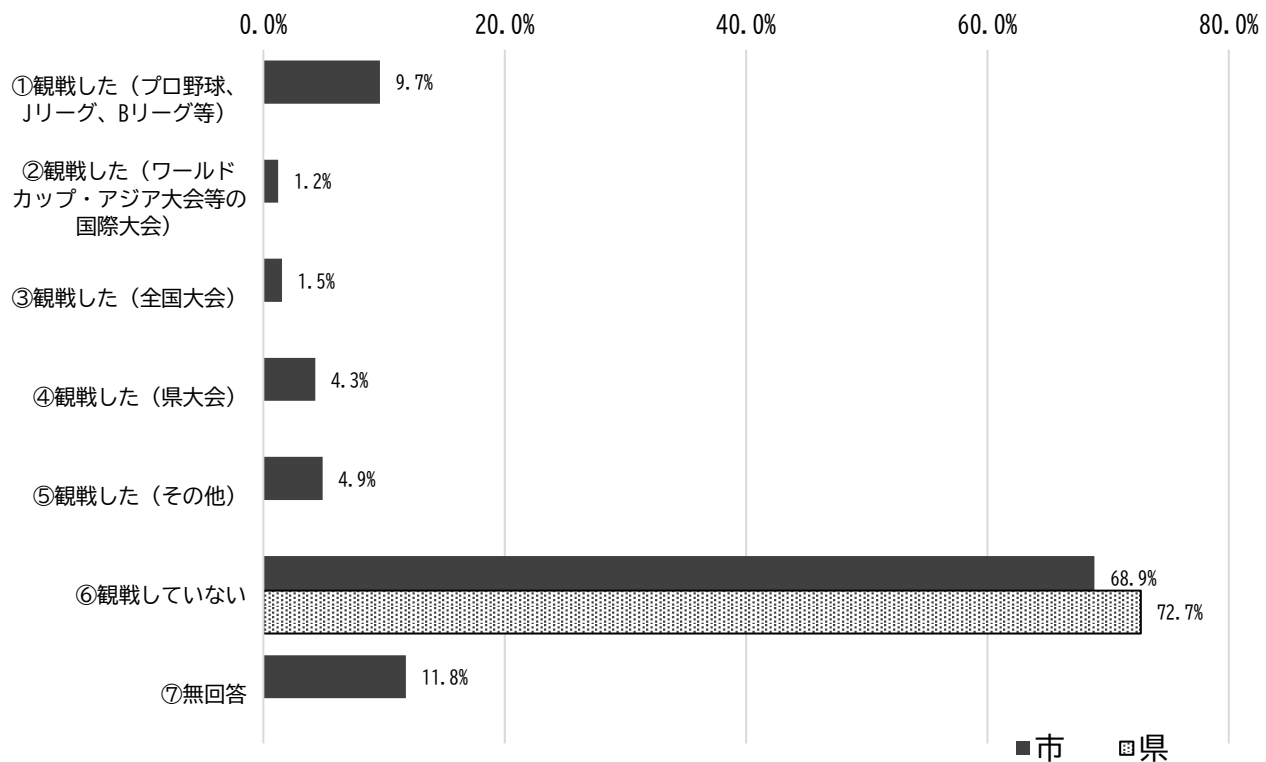
問9 この1年間で、あなたは直接会場でのスポーツ観戦をしましたか（回答はいくつでも）

	本市			県
	回答数	観戦有無	観戦内容	
①観戦した（プロ野球、Ｊリーグ、Ｂリーグ等）	63	21.6%	9.7%	27.3%
②観戦した （ワールドカップ・アジア大会等の国際大会）	8		1.2%	
③観戦した（全国大会）	10		1.5%	
④観戦した（県大会）	28		4.3%	
⑤観戦した（その他）	32		4.9%	
⑥観戦していない	449	68.9%		72.7%
⑦無回答	77	11.8%		-
合 計	667			

※本市における回答割合は全回答者数（652人）に占める各選択肢の割合を示しています。

※県調査についてはスポーツ観戦経験の有無を問う設問や観戦したいスポーツを問う設問はありますが、観戦した内容を問う設問はありませんでした。また、国調査では同様の設問がありませんでした。

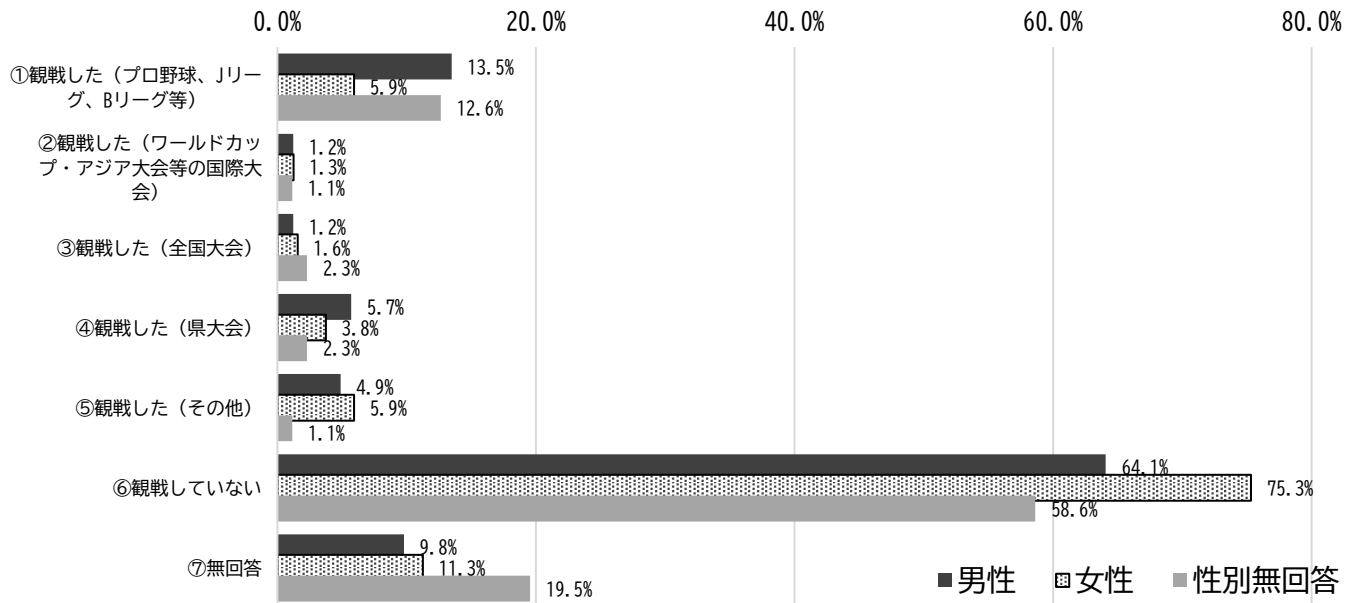
問9 全体の集計



【全体の集計結果】

「⑥観戦していない」と回答した人の割合が、68.9%と前計画の調査結果（平成29年度調査結果 58.4%）と比較して10%以上増えています。これは長く続いたコロナの影響により、直接会場で観戦することを控える傾向があったことや、配信技術の進化によって、場所や時間を選ばず映像でスポーツが楽しめる環境が整ってきたこと等が理由として考えられます。

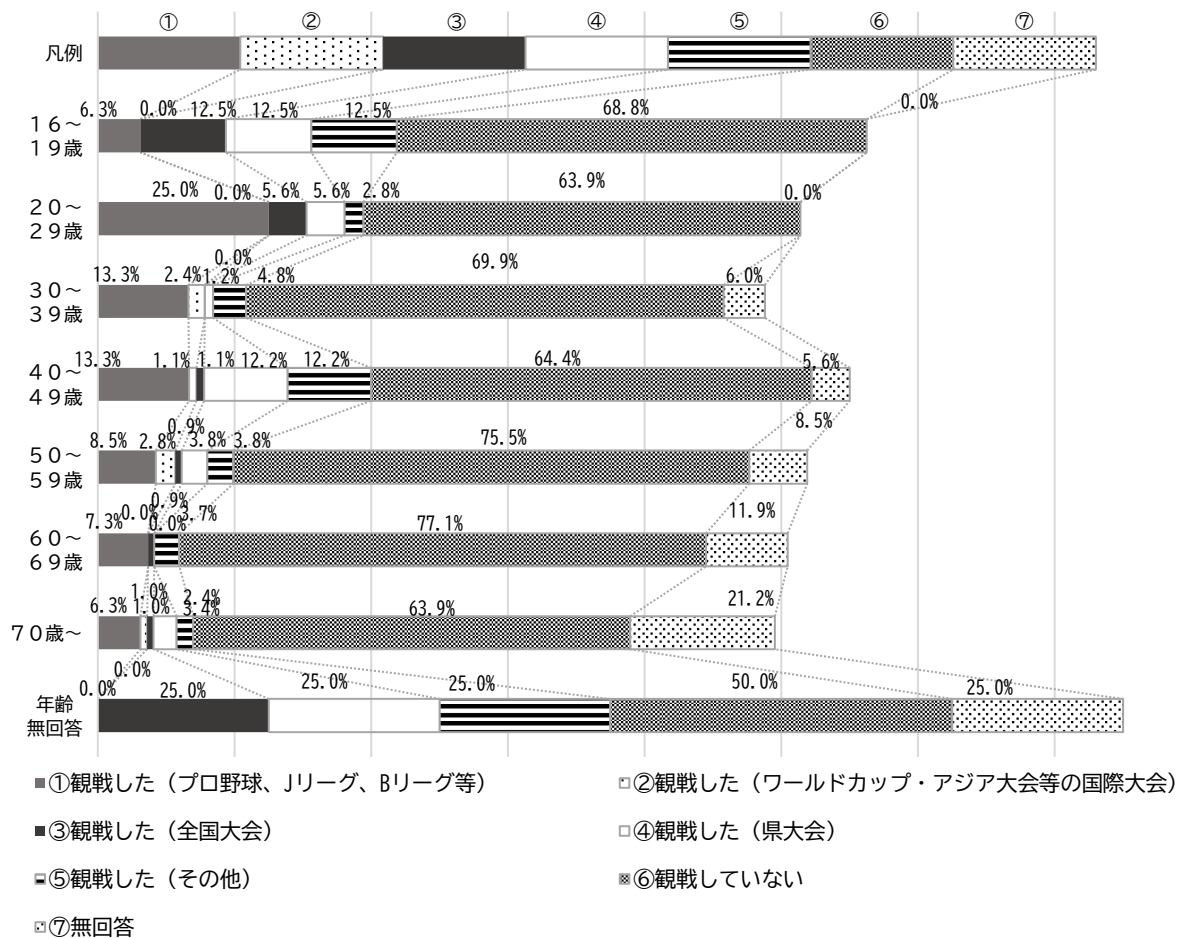
問9 性別の集計



【性別の集計結果】

「⑥観戦していない」については女性が男性よりも高い割合を示しており、男性の方が会場に足を運んでスポーツ観戦をしている傾向がうかがえます。

問9 年代別の集計



【年代別の集計結果】

「①観戦した(プロ野球、Jリーグ、Bリーグ等)」については25.0%と20代が最も高い割合を示しています。「⑥観戦していない」割合は50代・60代では75%を超えています。

問10 あなたはスポーツに関するボランティア活動の経験がありますか（回答はいくつでも）

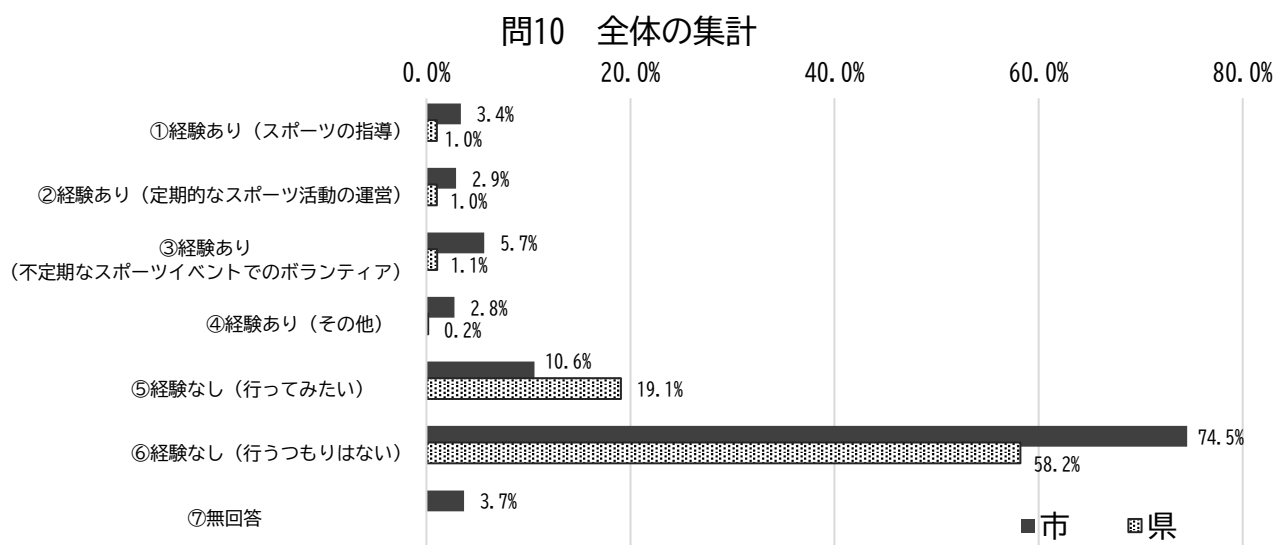
	本市		県
	回答数	割合	
①経験あり（スポーツの指導）	22	3.4%	1.0%
②経験あり （地域のスポーツクラブの役員など、定期的なスポーツ活動の運営）	19	2.9%	1.0%
③経験あり （スポーツ大会など不定期なスポーツイベントでのボランティア）	37	5.7%	1.1%
④経験あり（その他）	18	2.8%	0.2%
⑤経験なし（今後行ってみたい）	69	10.6%	19.1%
⑥経験なし（今後も行うつもりはない）	486	74.5%	58.2%
⑦無回答	24	3.7%	0.0%
合 計	675		

※本市における回答割合は全回答者数（652人）に占める各選択肢の割合を示しています。

※県調査では、過去1年間のスポーツボランティア活動の有無を質問しています。

※県調査については、県調査問15(2)で過去1年間にスポーツボランティア活動を経験したと回答した割合に、内容ごとの回答割合（県調査問15(3)）や今後のボランティア活動参加意向（県調査問15(4)）を乗じた数値を記載しています。

※国調査では同様の設問がないため、市・県調査の結果のみ記載しています。

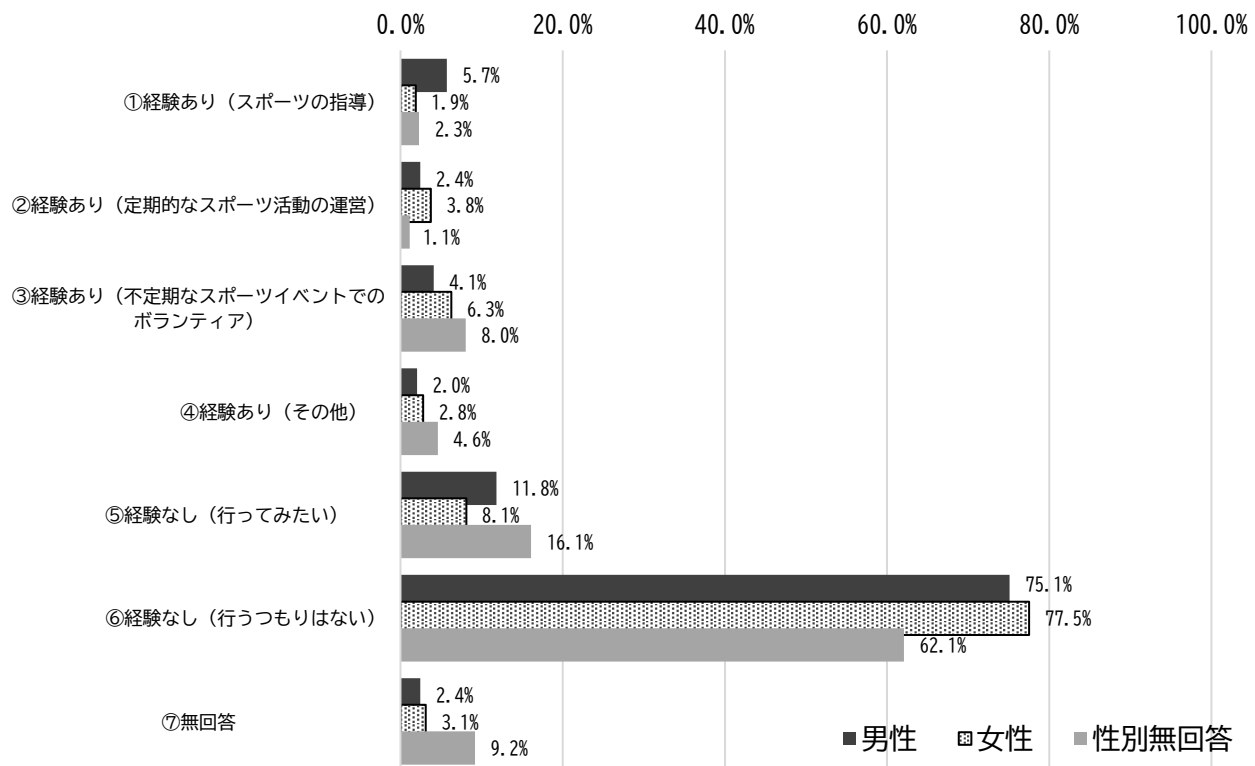


【全体の集計結果】

「⑥経験なし（今後も行うつもりはない）」が全回答者の74.5%を占めており、スポーツボランティアについての啓発が今後も課題といえます。

※第3期スポーツ推進計画に掲載している「ささえる」指標⑧における令和5年度の現状値については、「経験あり①～④」の中に複数回答が含まれるため、①から④の割合を合計したものではなく、「経験なし」（⑤及び⑥）、「⑦無回答」を選択した回答者88.8%を100%から引いた数値「11.2%」として算出し、掲載しています。

問10 性別の集計



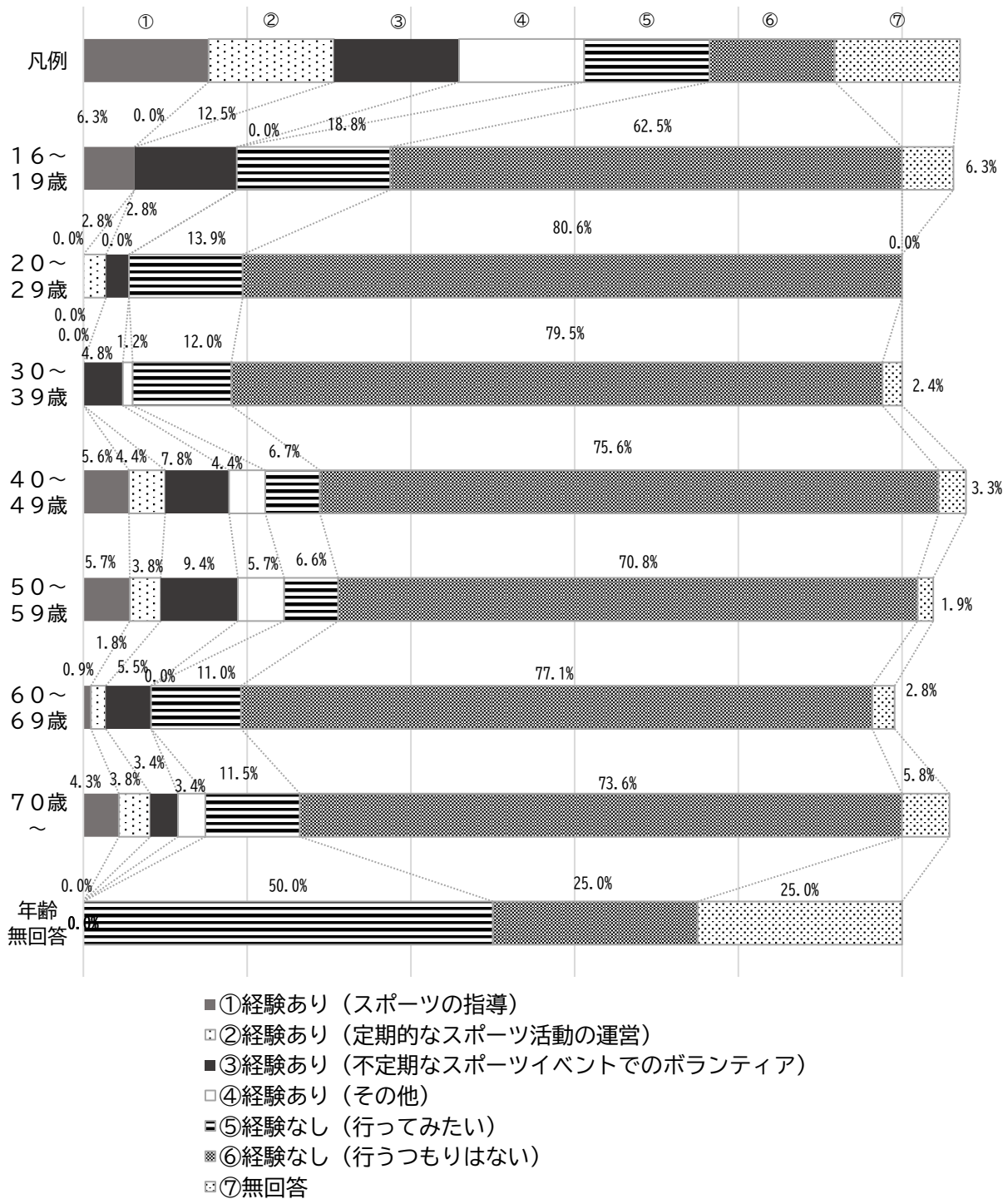
【性別の集計結果】

「経験なし」（⑤及び⑥）の割合に男女間で大きな差はありません。

「経験あり」の回答の内容については、「②定期的なスポーツ活動の運営」と「③不定期なスポーツイベントでのボランティア」に男女間で大きな違いはありませんが、「①スポーツの指導」においては、男性の方が女性よりも「経験あり」と回答する割合が高いことがうかがえます。



問10 年代別の集計



【年代別の集計結果】

「①スポーツの指導」、「③不定期なスポーツイベントでのボランティア」といった経験がある回答割合は16～19歳が他の世代に比べて高くなっています。スポーツボランティアを増やすために、若い世代にむけてアプローチをすることも有効だと考えられます。

問11 あなたは地域住民が主体となって運営する多種目・多世代・多志向型のスポーツクラブである「総合型地域スポーツクラブ」について知っていますか（回答は1つ）

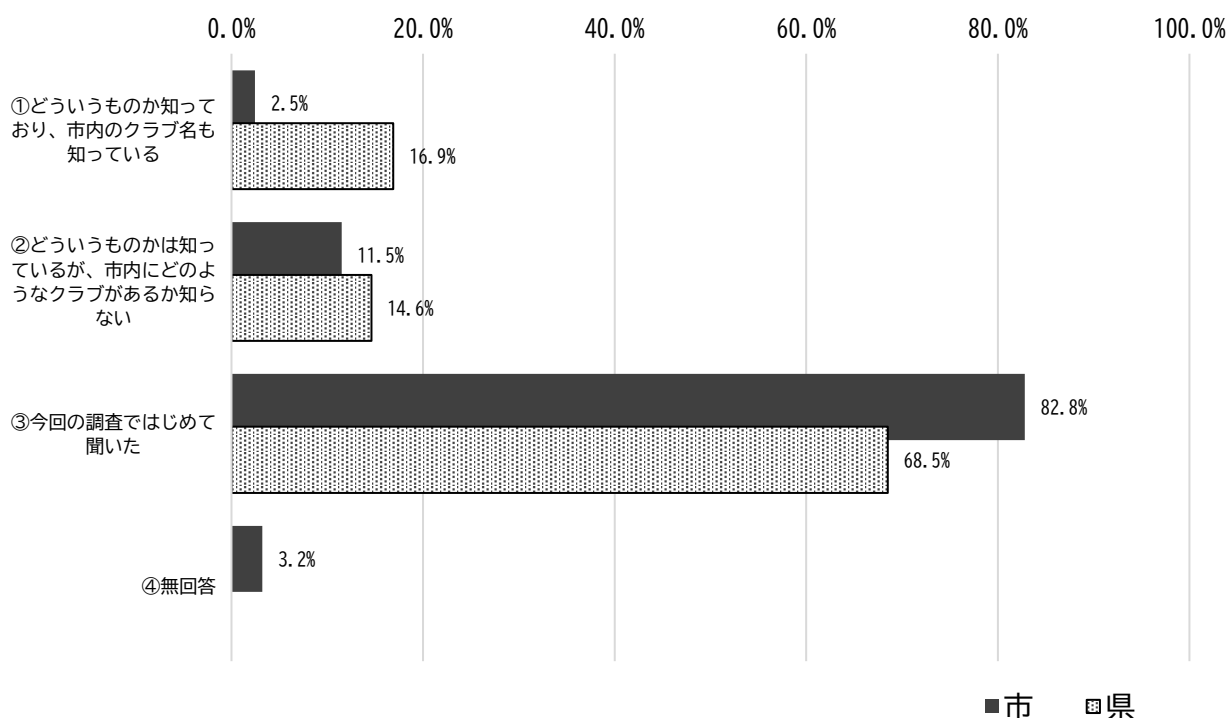
	本市		県
	回答数	割合	
①どういうものか知っており、市内のクラブ名も知っている	16	2.5%	16.9%
②どういうものかは知っているが、市内にどのようなクラブがあるか知らない	75	11.5%	14.6%
③今回の調査ではじめて聞いた	540	82.8%	68.5%
④無回答	21	3.2%	
合 計	652		

※県調査は「ア. 仕組みや特徴も含め、よく知っている」、「イ. 県内に総合型地域スポーツクラブがあることは知っている」「ウ. 総合型地域スポーツクラブという言葉聞いたことがある」、「エ. 知らない」の4肢択一となっています。

上記表においては、「ア」と「イ」の合計を①欄に、「ウ」の割合を②欄、「エ」の割合を③欄に記載しました。

※国調査では、同様の設問がありませんでしたので、市、県調査の結果のみ記載しています。

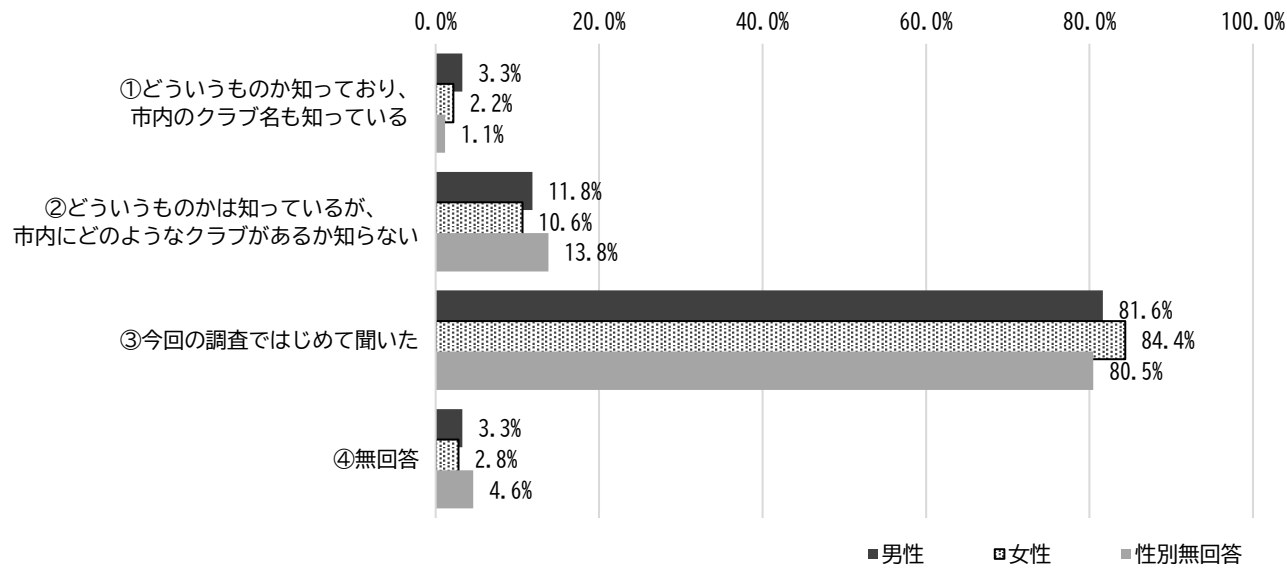
問11 全体の集計



【全体の集計結果】

本市の調査結果では「①どういうものか知っており、市内のクラブ名も知っている」は2.5%にとどまり、「③今回の調査ではじめて聞いた」は82.8%となっていることから、総合型地域スポーツクラブについての周知が未だ充分とは言えない状況であるといえます。

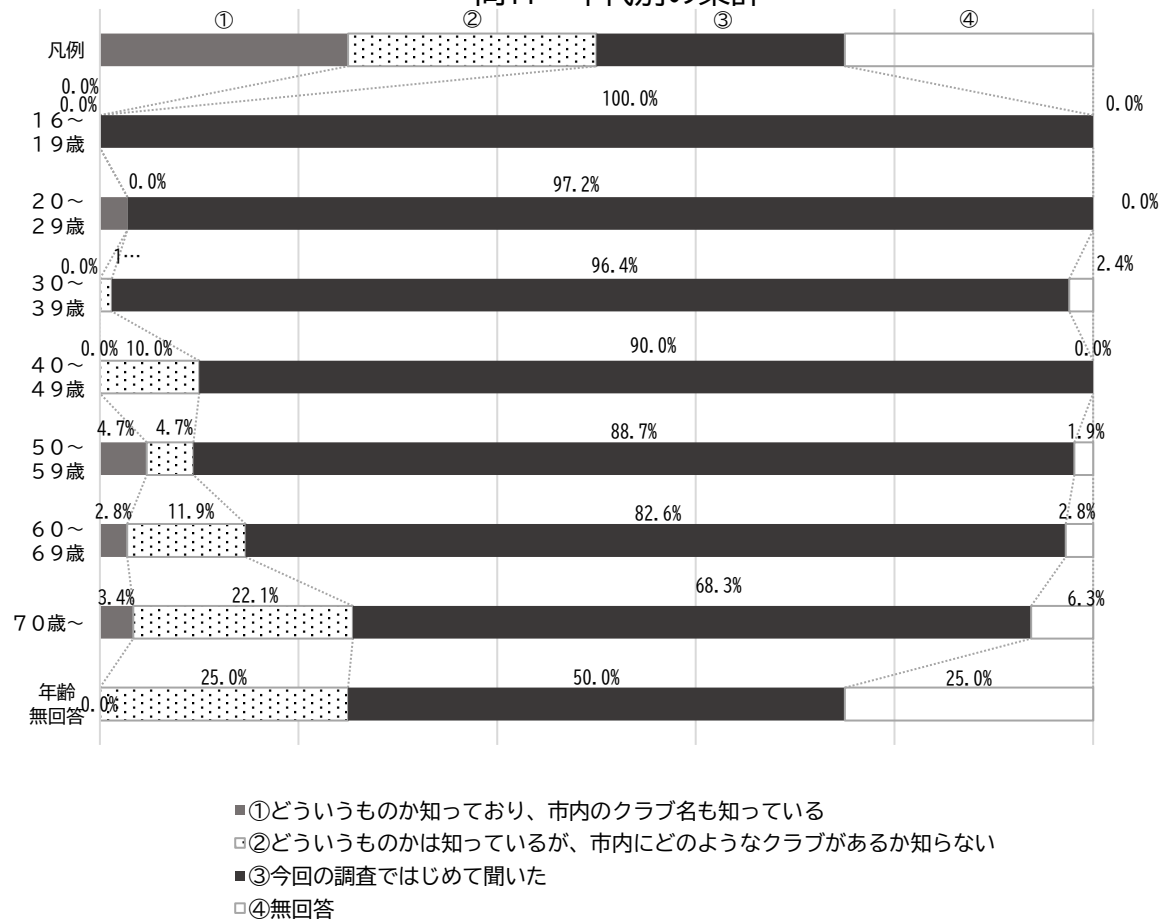
問11 性別の集計



【性別の集計結果】

総合型地域スポーツクラブの認識について、性別による違いはさほど見受けられませんでした。

問11 年代別の集計



【年代別の集計結果】

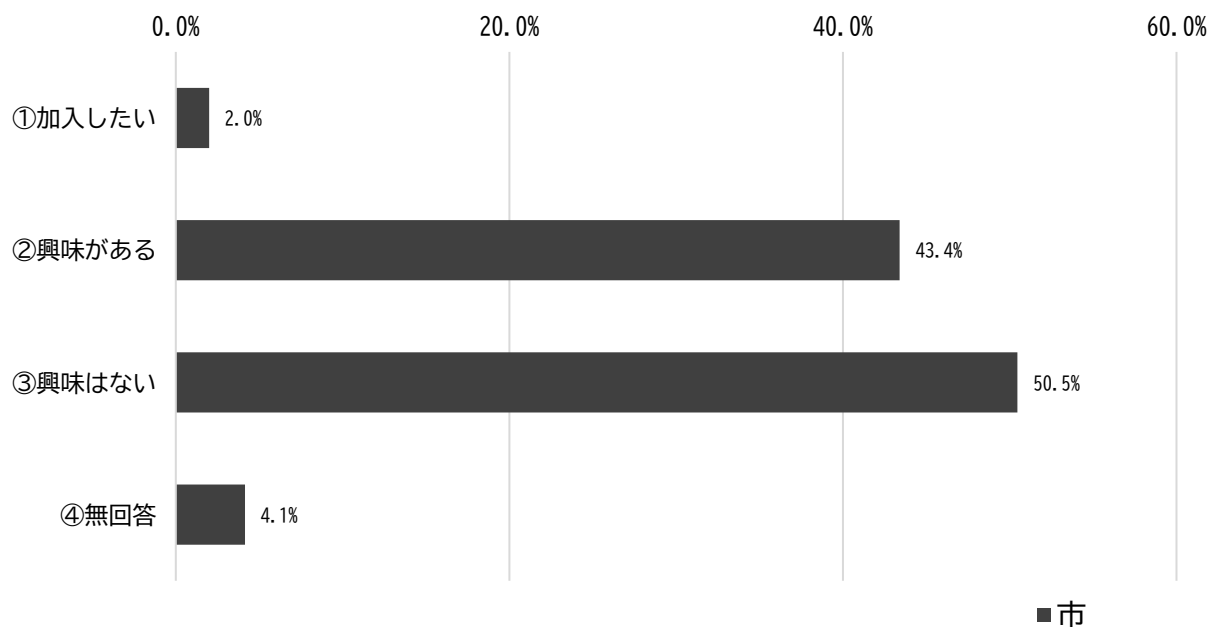
16～19 歳において「③今回の調査ではじめて聞いた」との回答割合が 100%であり、特に若い世代には総合型地域スポーツクラブの情報が行き届いていないことが考えられます。また世代に関わらず認知度は高くないため今後も周知に努めていく必要があります。

問12 あなたは総合型地域スポーツクラブに加入したいですか？（回答は1つ）

	本市	
	回答数	比率
①加入したい	13	2.0%
②興味がある	283	43.4%
③興味はない	329	50.5%
④無回答	27	4.1%
合 計	652	

※県、国調査結果には、市の調査結果と比較できる統計がなかったため、市調査結果のみ記載しています。

問12 全体の集計

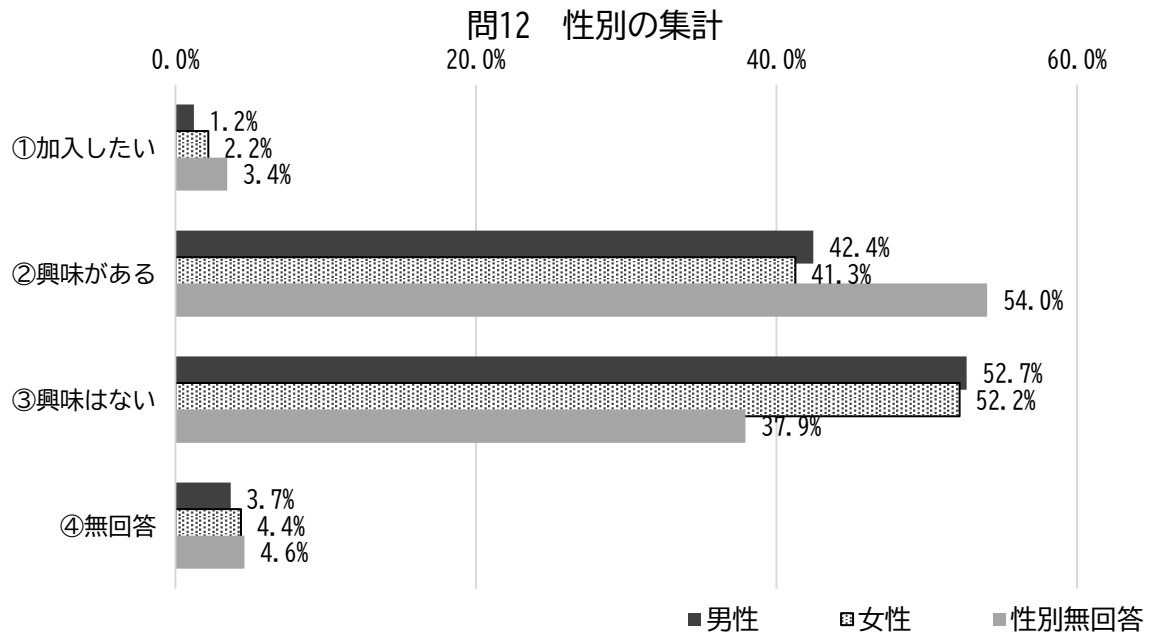


【全体の集計結果】

「①加入したい」は 2.0%と低いのですが、「②興味がある」と回答した人は 43.4%と、半数近くいるので、情報提供等を通じて総合型地域スポーツクラブへの加入を促していく必要があります。

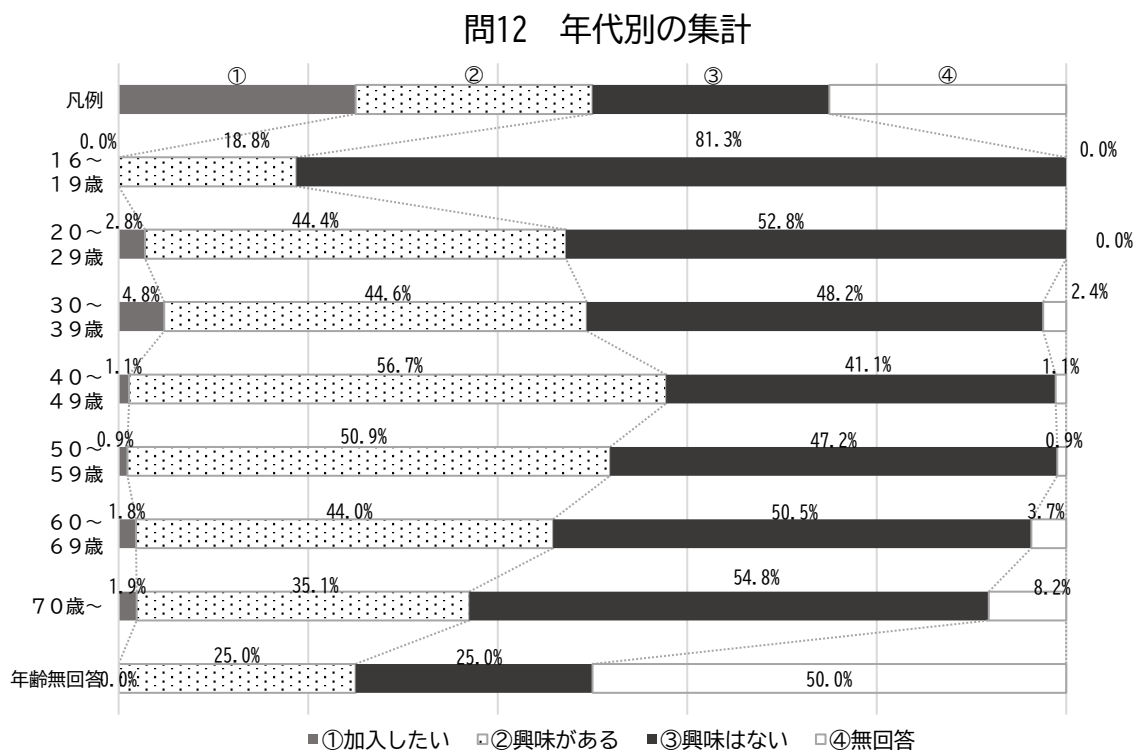
一方「③興味はない」と回答した人も 50.5%と半数を超えていることから、回答者の間に総合型地域スポーツクラブに対する関心が薄いことがうかがえます。

また、アンケート中の記載に「総合型地域スポーツクラブ」がよくわからないという回答が複数あることなど、今後もクラブについて広く周知することが必要と考えられます。



【性別の集計結果】

「①加入したい」「②興味がある」と前向きな回答の割合は、男性より女性の回答が多くなっています。しかし全体の回答割合で比較すると「③興味はない」が依然として多いため、総合型地域スポーツクラブの周知が必要であると考えられます。



【年代別の集計結果】

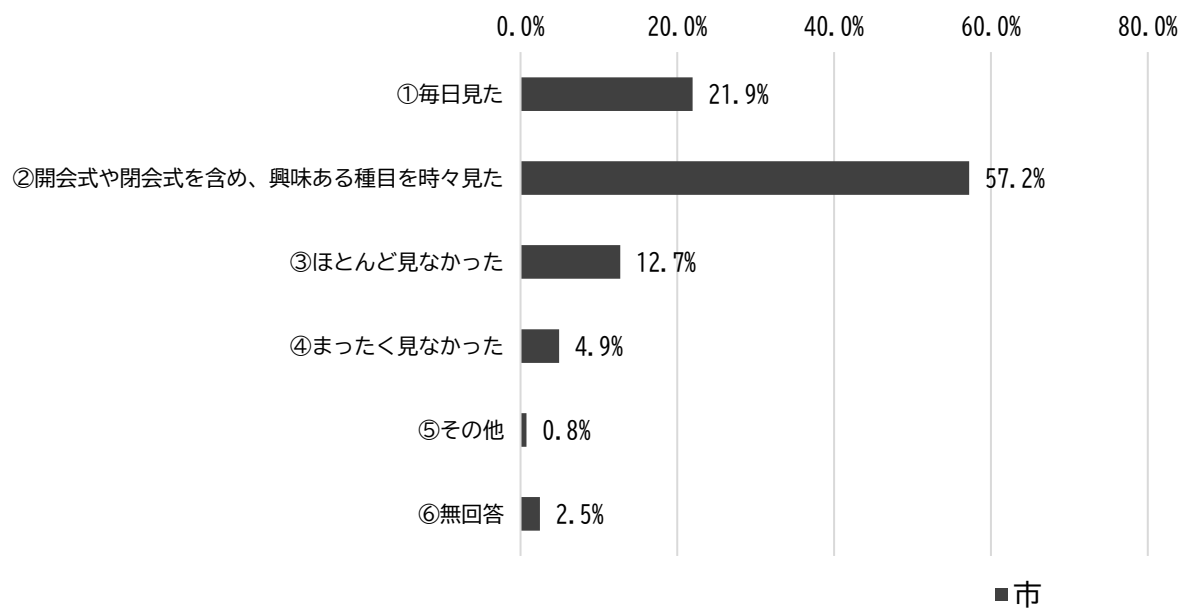
16～19歳においては、「①加入したい」と回答した人は0%であり、「③興味はない」と回答した割合も高いことから、若い世代への総合型地域スポーツクラブの認知度を向上させることが重要であると考えられます。

問13 2021年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックについて、あなたはテレビや動画などで大会をご覧になりましたか？（回答は1つ）

	本市	
	回答数	比率
①毎日見た	143	21.9%
②開会式や閉会式を含め、興味ある種目を時々見た	373	57.2%
③ほとんど見なかった	83	12.7%
④まったく見なかった	32	4.9%
⑤その他	5	0.8%
⑥無回答	16	2.5%
合 計	652	

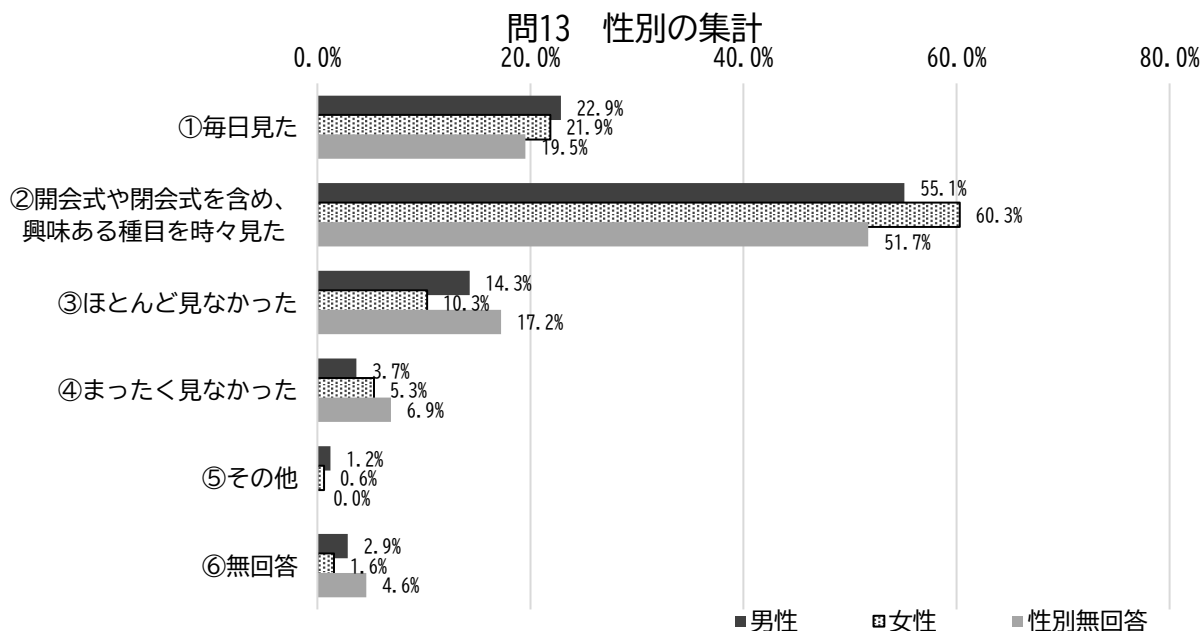
※本市における回答割合は全回答者数（652人）に占める各選択肢の割合を示しています。
 ※県、国調査では、同様の設問がありませんでしたので、市調査の結果のみ記載しています。

問13 全体の集計



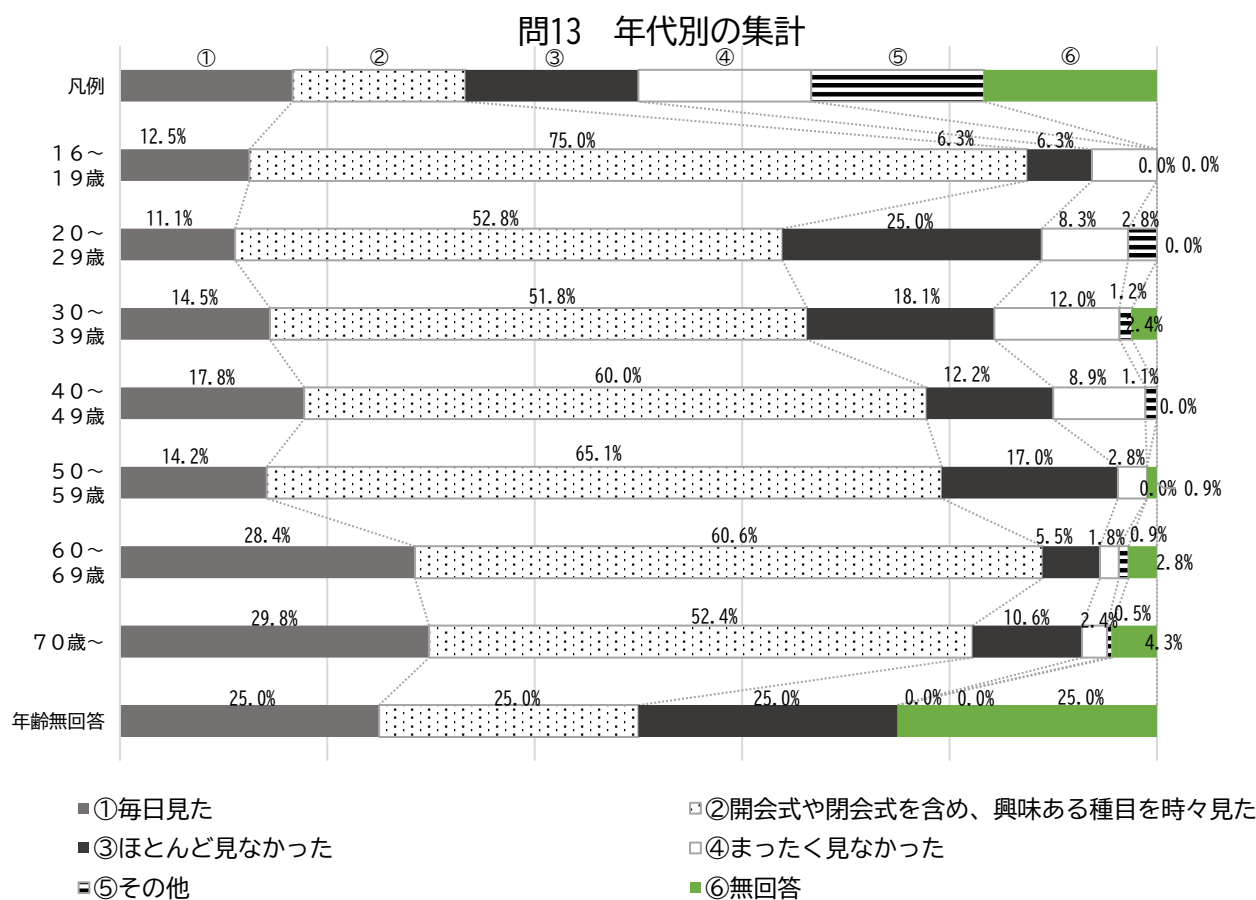
【全体の集計結果】

「①毎日見た」「②開会式や閉会式を含め、興味ある種目を時々見た」とする回答が合計で 79.1%と高い結果になりました。



【性別の集計結果】

性別における回答の差は「②開会式や閉会式を含め、興味ある種目を時々見た」と回答した女性の割合が多く、その他の回答区分では男女間では差はありませんでした。



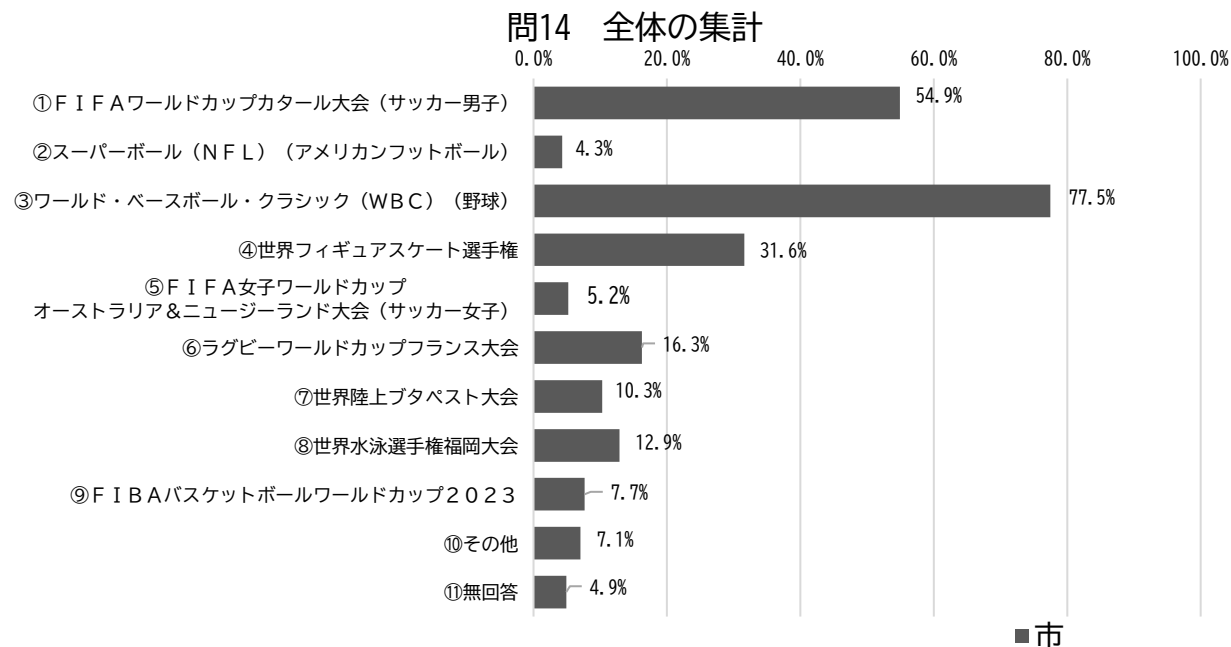
【年代別の集計結果】

60歳以上のおよそ3割の方が、「①毎日見た」、6割の方が「②開会式や閉会式を含め、興味ある種目を時々見た」とする回答となっており、国内で開催されたオリンピック・パラリンピックに高い関心があったことがうかがえます。

問14 近年開催される（開催された）国際的なスポーツイベントの中で、あなたの関心が高い（高かった）大会は、どれですか（回答はいくつでも）

	本市	
	回答数	割合
①F I F Aワールドカップカタール大会（サッカー男子）	358	54.9%
②スーパーボール（N F L）（アメリカンフットボール）	28	4.3%
③ワールド・ベースボール・クラシック（W B C）（野球）	505	77.5%
④世界フィギュアスケート選手権	206	31.6%
⑤F I F A女子ワールドカップオーストラリア&ニュージーランド大会（サッカー女子）	34	5.2%
⑥ラグビーワールドカップフランス大会	106	16.3%
⑦世界陸上ブタペスト大会	67	10.3%
⑧世界水泳選手権福岡大会	84	12.9%
⑨F I B Aバスケットボールワールドカップ2023	50	7.7%
⑩その他	46	7.1%
⑪無回答	32	4.9%
合 計	1,516	

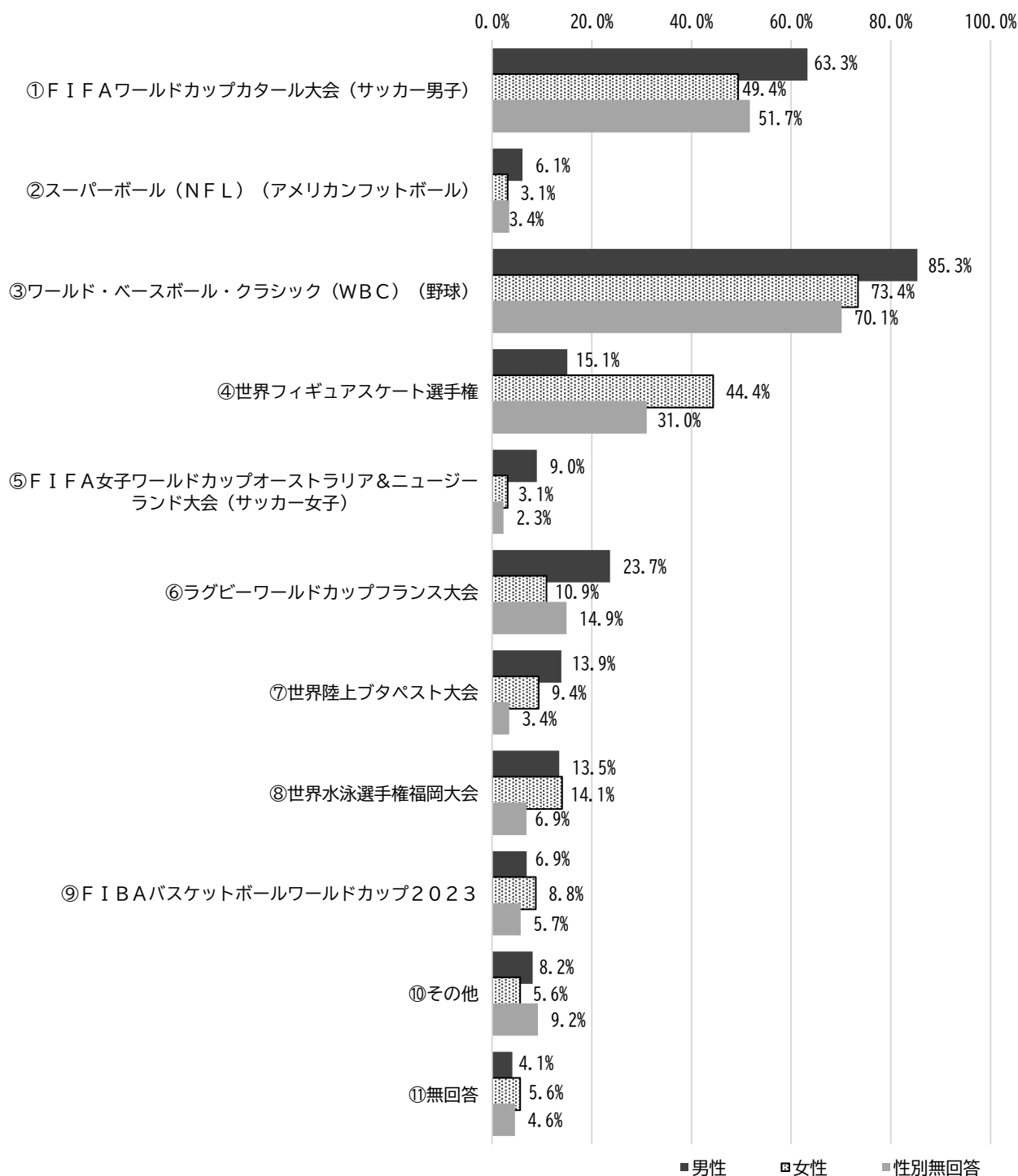
※県、国調査では、同様の設問がありませんでしたので、市調査の結果のみ記載しています。



【全体の集計結果】

「③ワールド・ベースボール・クラシック（W B C）（野球）」には優勝したこともあり、勝ち上がることで強い関心(77.5%)が持たれていたことが考えられます。「①F I F Aワールドカップカタール大会（サッカー男子）」は、放映時間が日本時間の深夜であったのにも関わらず、54.9%とアンケート結果では2番目に位置しました。「④世界フィギュアスケート選手権」は、毎年開催かつ2023年大会は埼玉県での開催もあって、興味関心の高さがうかがえます。

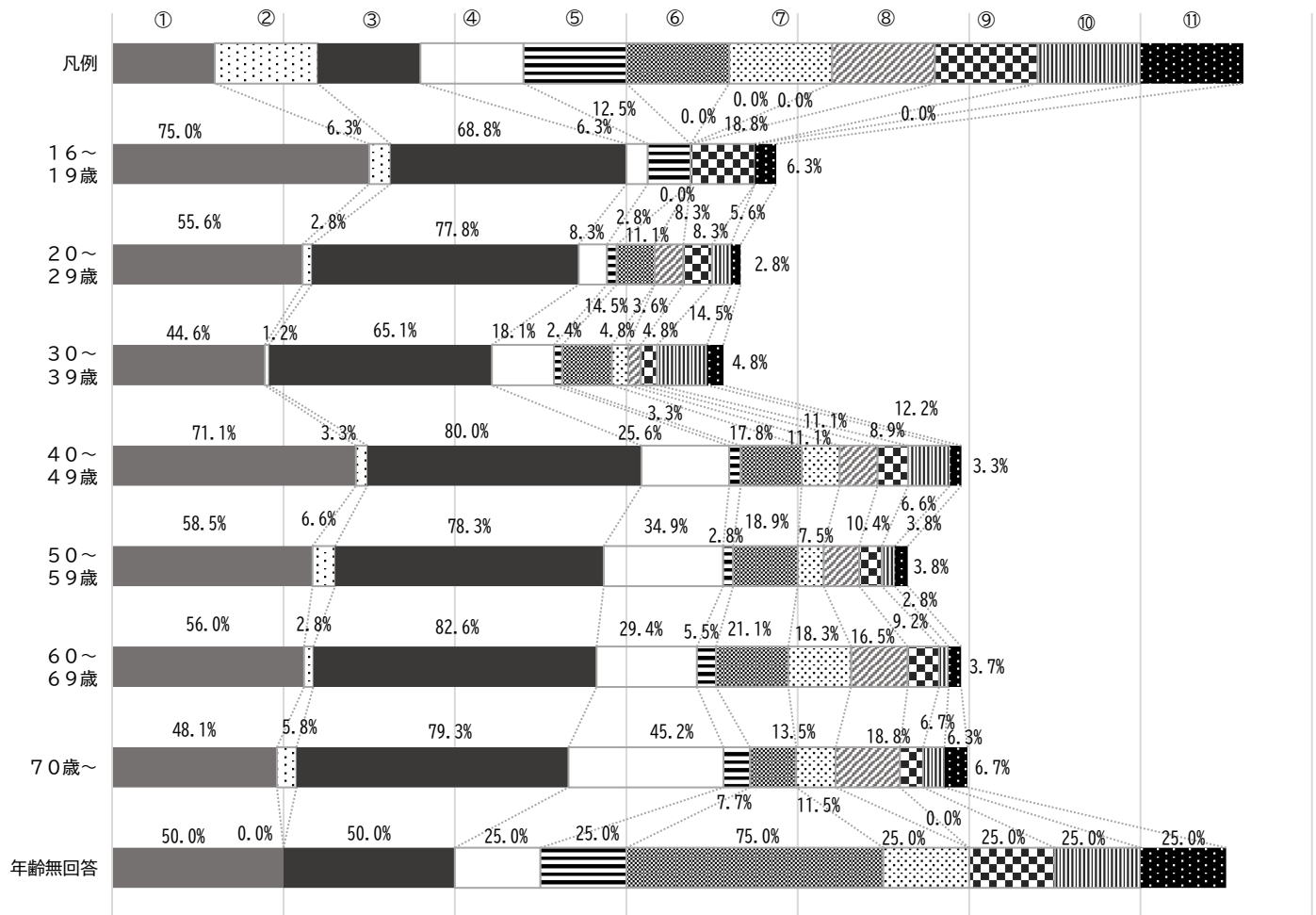
問14 性別の集計



【性別の集計結果】

男性は全体的に球技スポーツへの関心が高い傾向があり、女性はフィギュアスケートに高い関心が見受けられます。陸上や水泳などは男女を比較しても大きな差はありませんでした。

問14 年代別の集計



- ①F I F Aワールドカップカタール大会（サッカー男子）
- ②スーパーボール（NFL）（アメリカンフットボール）
- ③ワールド・ベースボール・クラシック（WBC）（野球）
- ④世界フィギュアスケート選手権
- ⑤F I F A女子ワールドカップオーストラリア&ニュージーランド大会（サッカー女子）
- ⑥ラグビーワールドカップフランス大会
- ⑦世界陸上ブタペスト大会
- ⑧世界水泳選手権福岡大会
- ⑨F I B Aバスケットボールワールドカップ2023
- ⑩その他
- ⑪無回答

【年代別の集計結果】

「③ワールド・ベースボール・クラシック（WBC）」はすべての年代で（年齢無回答層は除く）65%を越えており、関心度が高いことがわかりました。16～19歳では、「⑤FIFA女子ワールドカップオーストラリア&ニュージーランド大会(サッカー女子)」、「⑨FIBAバスケットボールワールドカップ2023」が他の年代と比べ、関心があることがうかがえます。

問 1 5 大和市のスポーツ振興・推進を更に図るために、必要と思われることは何ですか
(回答は3つまで)

	本市		県
	回答数	割合	
①各種スポーツ行事・大会・教室の開催	101	15.5%	16.2%
②地域のクラブやサークルの育成	74	11.3%	12.7%
③スポーツ指導者の養成	38	5.8%	7.6%
④スポーツに関する広報活動	80	12.3%	11.4%
⑤学校体育施設の開放・整備	80	12.3%	10.9%
⑥野外スポーツ活動施設の整備	56	8.6%	16.3%
⑦野外を除く各種スポーツ施設の整備	59	9.0%	
⑧スポーツボランティアの支援	11	1.7%	4.0%
⑨年齢にあったスポーツの普及	156	23.9%	
⑩公共施設で健康・体力の相談ができる体制の整備	52	8.0%	5.6%
⑪ジョギングやウォーキングなどができる道路の整備	187	28.7%	11.4%
⑫手軽にスポーツができる公園の整備	130	19.9%	19.4%
⑬多種目・多世代・多志向型の総合型地域スポーツクラブの育成	37	5.7%	9.1%
⑭観戦スポーツの誘致	77	11.8%	
⑮障がい者スポーツの普及	20	3.1%	3.0%
⑯気軽にできる「軽スポーツ・ニューススポーツ*1」の普及や、道具の貸し出し	76	11.7%	
⑰その他	21	3.2%	31.4%
⑱特に無い	53	8.1%	14.8%
⑲無回答	83	12.7%	21.8%
合 計	1,391		

*1 「軽スポーツ・ニューススポーツ」はペタンクや輪投げなど、体への負担も少なく、ルールも簡単で、老若男女問わず誰でも楽しめるスポーツのこと

※「県」欄は神奈川県立体育センター「令和4年度県民の体力・スポーツに関する調査結果報告書」P135「県の取組への要望」を基に記載しています。

※本市における割合は全回答者数（652人）に占める各選択肢の回答割合を示しています。

※「⑥野外スポーツ活動施設の整備」、「⑦野外を除く各種スポーツ施設の整備」について：県調査では施設の整備について、野外野内を問わず「各種スポーツ施設の整備」として選択肢を設けています。

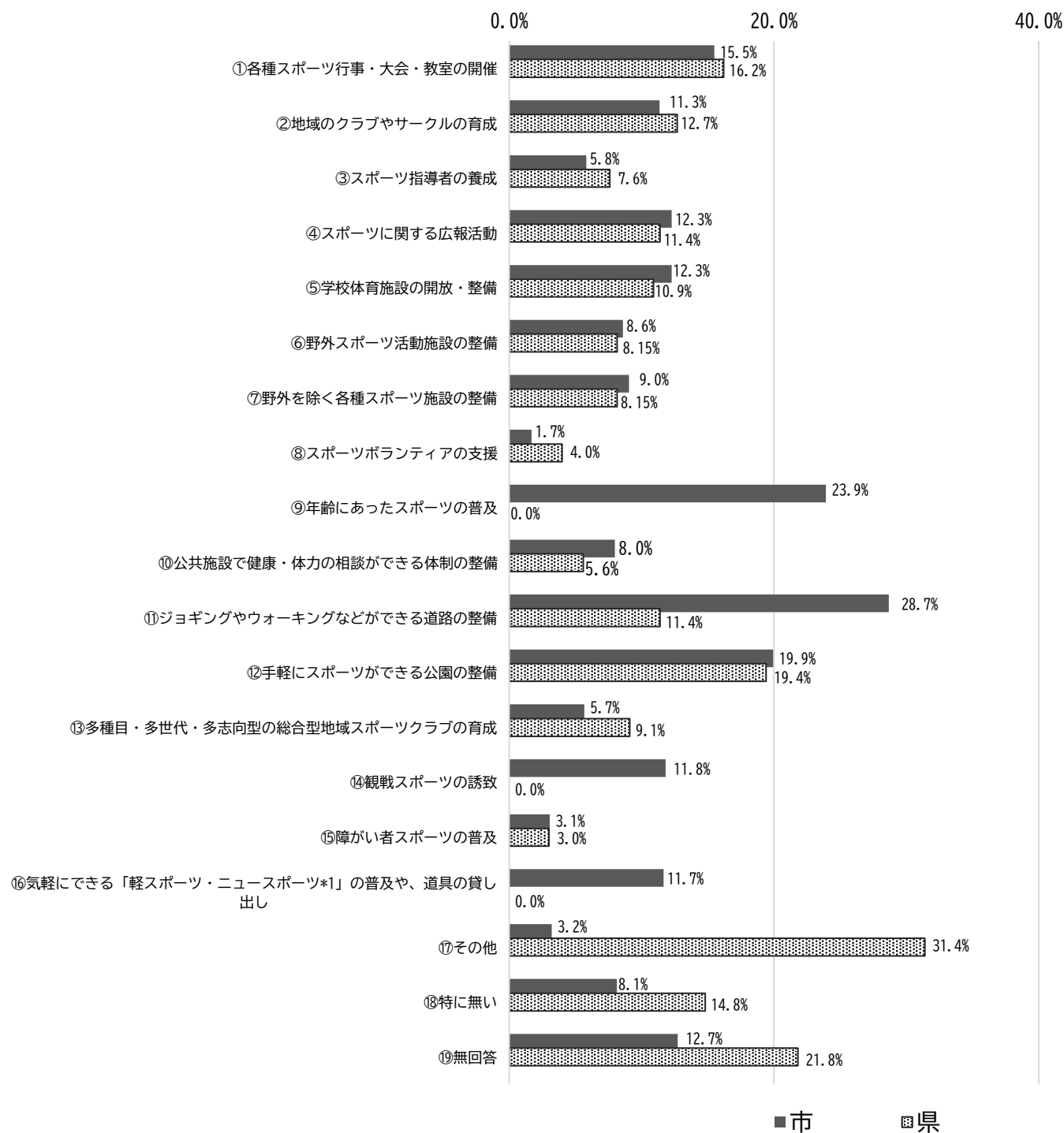
※「⑰その他」について、県・国調査において市調査で設定していない項目（「スポーツに係る事故の防止」、「トップアスリートの育成」など）はすべて「その他」に含めています。

※「⑲無回答」について、県調査では「わからない」の選択肢が設定されており、それらの割合を表中「⑲無回答」に該当させ記載しています。

※本市調査の選択肢の内、県調査で設定されていないものについては空欄にしてあります。

※国調査では同様の設問がないため、市・県調査の結果のみ記載しています。

問15 全体の集計

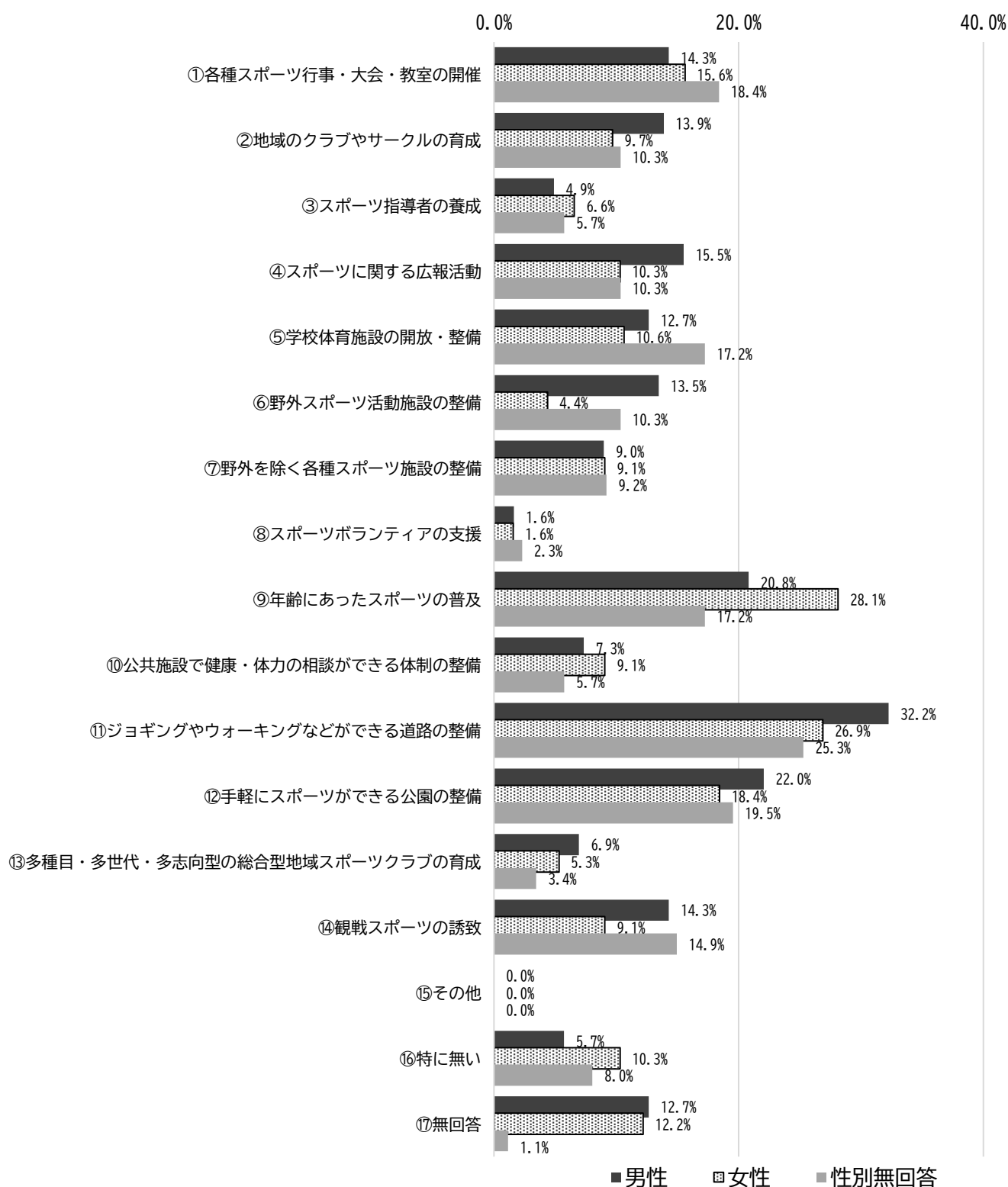


※選択肢⑥, ⑦の県数値について: 上記グラフでは、「各種スポーツ施設の整備」と回答した 16.3%を按分してそれぞれ 8.15%で作成しています。

【全体の集計結果】

「⑪ジョギングやウォーキングなどができる道路の整備」(28.7%)、「⑨年齢にあったスポーツの普及」(23.9%)や「⑫手軽にスポーツができる公園の整備」(19.9%)は他の選択肢よりも高く、年齢や生活にあわせて手軽にスポーツができる環境が求められていると考えられます。

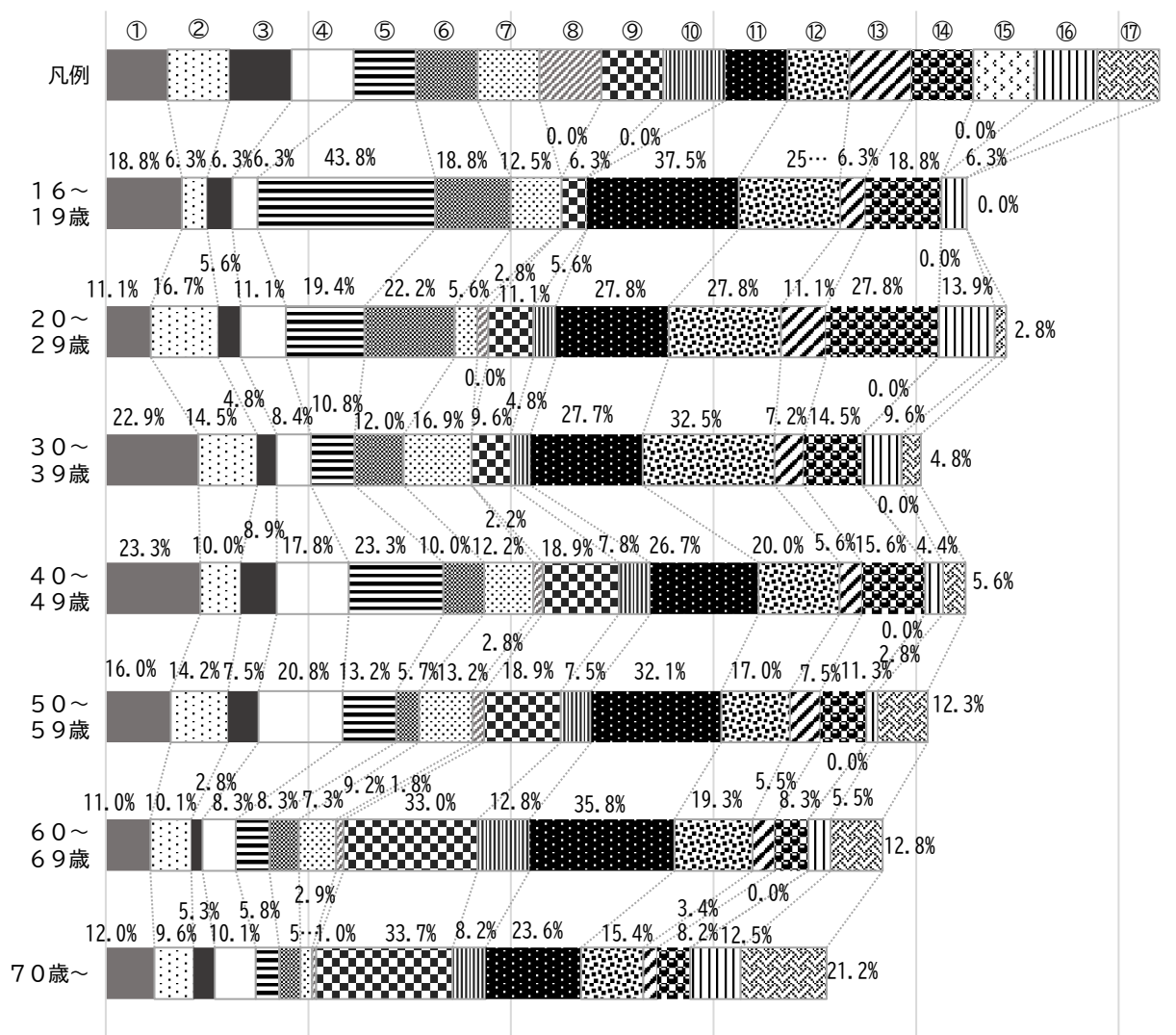
問15 性別の集計



【性別の集計結果】

男性の方が「⑥野外スポーツ活動施設の整備」を望む割合が高く、また、女性のは「⑨年齢にあったスポーツの普及」と「⑩公共施設で健康・体力の相談ができる体制の整備」についての回答が、男性よりも高い割合を示しました。

問15 年代別の集計



- ①各種スポーツ行事・大会・教室の開催
- ③スポーツ指導者の養成
- ⑤学校体育施設の開放・整備
- ⑦野外を除く各種スポーツ施設の整備
- ⑨年齢にあったスポーツの普及
- ⑪ジョギングやウォーキングなどができる道路の整備
- ⑬多種目・多世代・多志向型の総合型地域スポーツクラブの育成
- ⑮その他
- ⑰無回答
- ②地域のクラブやサークルの育成
- ④スポーツに関する広報活動
- ⑥野外スポーツ活動施設の整備
- ⑧スポーツボランティアの支援
- ⑩公共施設で健康・体力の相談ができる体制の整備
- ⑫手軽にスポーツができる公園の整備
- ⑭観戦スポーツの誘致
- ⑯特に無い

【年代別の集計結果】

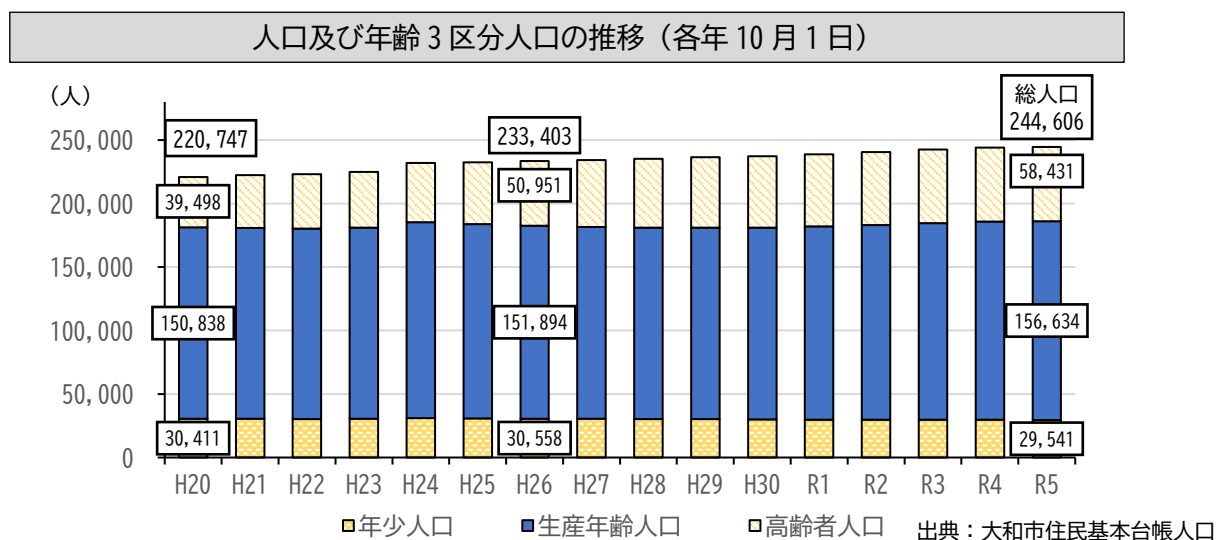
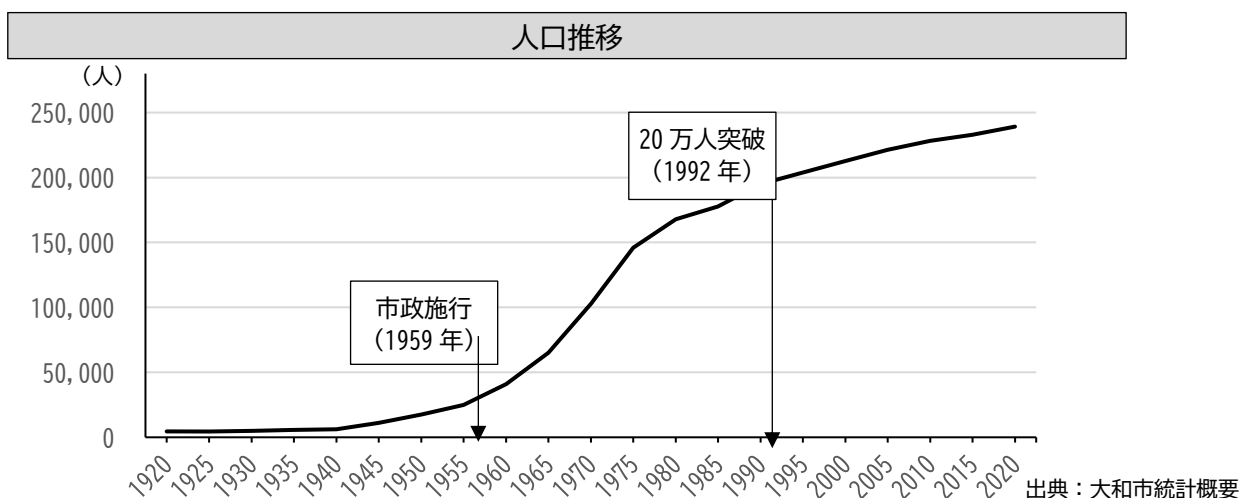
「⑪ジョギングやウォーキングができる道路」の回答の割合はすべての年代において高く、手軽に始められるウォーキングやジョギングを、より心地良く行いたいと考える人が多いことがうかがえます。

資料2 本市の人口の推移及び年齢構成の推移

市制開始当時 4 万人未満であった大和市の人口は、高度成長期に急激に増加し、昭和 45（1970）年に 10 万人を、平成 4（1992）年には 20 万人を超えました。近年においても、微増傾向が続いており、令和 5（2023）年 10 月時点では 244,606 人（住民基本台帳人口）となっています。

また、年齢構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少し、高齢者人口（65歳以上）の割合が徐々に増え、令和5（2023）年10月時点で、高齢化率は23.9%となっています。

これらを受けて、スポーツを通じた健康への意識の醸成やスポーツへの興味関心を喚起する取り組みの推進、スポーツ活動を支える環境の整備などにより、運動やスポーツに距離をおいている人や無関心な人を減らすとともに、運動やスポーツをする人を増やし、健康維持・健康寿命の延伸を図るなど、超高齢化社会・人口減少社会の進展にも対応できる「健幸都市やまと」の実現を目指します。



資料3市内の公共スポーツ施設一覧

【令和6年3月 31 日現在】

	大和スポーツセンター体育会館 所在地：大和市上草柳 1-1-1 施 設：第 1 体育室、第 2 体育室、第 3 体育室 弓道場、第一武道場、第二武道場 ジョギングコース、トレーニング室 観覧席：固定観覧席 1,200 席 移動観覧席 952 席 設 備：冷暖房設備
	大和なでしこスタジアム （大和スポーツセンター競技場） 所 在 地：大和市上草柳 1-1-1 収容人員：メインスタンド 2,452 人 バックスタンド 500 人 トラック：400m×8 コース（全天候型） 夜間照明：4 基
	草柳庭球場 所 在 地：大和市下草柳 1157 コ ー ト：全天候型オムニコート 5 面 利用種目：軟式テニス、硬式テニス
	ゆとりの森テニスコート 所 在 地：大和市福田 4112 コ ー ト：全天候型オムニコート 8 面 利用種目：軟式テニス、硬式テニス
	下福田野球場 所 在 地：大和市福田 89 グラウンド：両翼 84m・センター107m 利用種目：ソフトボール、軟式野球

	つきみ野野球場 所 在 地：大和市つきみ野 5-6 グラウンド：両翼 85m・センター90m 利用種目：ソフトボール、軟式野球、少年野球
	大和スタジアム 所 在 地：大和市柳橋 4-5000-1 引地台公園内 収容人員：内野 5,000 人、外野（芝生）6,000 人 グラウンド：両翼 95m・センター120m、人工芝 利用種目：硬式野球、軟式野球、ソフトボール 少年野球 夜間照明：6 基 設 備：フルカラーLED 式スコアボード
	宮久保野球場 所 在 地：大和市上和田 1320-1 グラウンド：両翼 70m・センター85m 利用種目：ソフトボール、少年野球
	桜森スポーツ広場 所 在 地：大和市桜森 1-97-1 利用種目：女子ソフトボール、少年ソフトボール 少年野球、少年サッカー
	下福田スポーツ広場 所 在 地：大和市福田 310 利用種目：少年サッカー、少年野球、ソフトボール グラウンドゴルフ

	宮久保スポーツ広場 所 在 地：大和市上和田 2152-1 利用種目：サッカー、ソフトボール、少年野球
	ゆとりの森中規模多目的スポーツ広場 所 在 地：大和市福田 4112 利用種目：フットサル、バスケットボール
	ゆとりの森大規模多目的スポーツ広場 所 在 地：大和市福田 4112 利用種目：サッカー、ラグビー、グラウンドゴルフ
	ゆとりの森芝生グラウンド 所 在 地：大和市福田 4112 グラウンド：少年サッカー2面 利用種目：少年サッカー、グラウンドゴルフ

【スポーツ関連施設】

	市民交流拠点ポラリスアリーナ (北部文化・スポーツ・子育てセンター) 所 在 地：大和市中央林間 1-3-1 設 備：冷暖房設備
	引地台温水プール 所 在 地：大和市柳橋 4-5000 引地台公園内 施設内容：25 メートルプール、幼児用プール 流水プール、ウォータースライダーなど
	深見歴史の森スポーツ広場 所 在 地：大和市下鶴間 2747-1 利用種目：少年野球、ゲートボール ソフトボール、グラウンドゴルフ
	南林間スポーツ広場 所 在 地：大和市南林間 9-3722 利用種目：少年サッカー、少年野球 ゲートボール
	ふれあいの森スカイ広場 所 在 地：大和市上草柳 49-2 利用種目：バスケットボール、スケートボード、 BMX、自転車

資料 4 第3期大和市スポーツ推進計画（案）に対する市民意見公募の結果

市民意見公募の結果は、次のとおりです。

1. 募集期間

令和6年12月1日（日）から令和7年1月6日（月） 37日間

2. 募集方法

郵送、直接持参、ファックス送信

3. 実施広報

広報やまと12月1日号及び市ホームページに実施内容の掲載

4. 「第3期大和市スポーツ推進計画」（案）の閲覧場所

スポーツ課（大和スポーツセンター内）、市役所情報公開コーナー、保健福祉センター、各分室・連絡所、各学習センター、各コミュニティセンターのほか、市ホームページ

5. 意見の提出状況

提出なし

資料5 スポーツ基本法 平成二十三年法律第七十八号

スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 スポーツ基本計画等(第九条・第十条)

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等(第十一条―第二十条)

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備(第二十一条―第二十四条)

第三節 競技水準の向上等(第二十五条―第二十九条)

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備(第三十条―第三十二条)

第五章 国の補助等(第三十三条―第三十五条)

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵かん養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。)、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6スポーツは、我が国のスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。以下同じ。)が国際競技大会(オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。)又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深めスポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画(以下「スポーツ基本計画」という。)を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材(以下「指導者等」という。)の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会(以下「研究集会等」という。)の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるようスポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)及び地方公共団体(地方独立行行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。)が設置する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実地的及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体(以下「地域スポーツクラブ」という。)が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二條 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(スポーツの日の行事)

第二十三條 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第二条に規定するスポーツの日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四條 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動(以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。)を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五條 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六條 国民スポーツ大会は、公益財団法人日本スポーツ協会(昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会(昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七條 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会(平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。)、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模の

スポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。)と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあっては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であって、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十条に規定する社会教育関係団体をいう。)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。))に係る補助金の交付については、その長)がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六七号) 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

附 則 (平成二六年六月二〇日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二〇日法律第五六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成三十五年一月一日から施行する。ただし、第二十六条第一項の改正規定(「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。)、同条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定(「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。)並びに第二十七条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二〇日法律第五七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成三十二年一月一日から施行する。

第3期大和市スポーツ推進計画

令和7年(2025年) 4月

発 行 大和市

企画・編集 大和市 健康・スポーツ部 スポーツ×ライフ課
〒242-0029

大和市上草柳1-1-1 (大和スポーツセンター内)

電話 046-260-5763

FAX 046-262-9514